

世田谷区公報

目次

条 例

○世田谷区立区民会館条例の一部を改正する条例（95）	2
○世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例の一部を改正する条例（96）	3
○世田谷区立上用賀公園運動場条例（97）	3
○世田谷区立障害者福祉施設条例の一部を改正する条例（98）	7
○世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例（99）	7
○世田谷区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（100）	7
○世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（101）	7
○世田谷区子ども等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（102）	7
○世田谷区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（103）	7
○世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例（104）	7
○世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（105）	7
○世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（106）	7
○世田谷区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例（107）	7
○世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（108）	7
○世田谷区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（109）	7
○世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例（110）	9
○世田谷区営住宅管理条例の一部を改正する条例（111）	11
○世田谷区立レンタサイクルポート条例を廃止する条例（112）	11
○世田谷区立学校設置条例の一部を改正する条例（113）	11
○世田谷区公印規則の一部を改正する規則（104）	11

規 則

○職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則（105）	11
○世田谷区契約事務規則の一部を改正する規則（106）	12
○世田谷区公契約条例施行規則の一部を改正する規則（107）	13
○世田谷区立区民会館条例施行規則の一部を改正する規則（108）	13
○世田谷区身分又は資格に関する証明書等の交付の請求に係る本人確認に関する規則の一部を改正する規則（109）	13
○世田谷区立区民農園条例施行規則の一部を改正する規則（110）	13
○世田谷区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則（111）	14
○世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（112）	14
○世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（113）	14
○世田谷区児童福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則（114）	14
○世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則（115）	14
○世田谷区児童虐待の防止等に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則（116）	14
○世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則（117）	15
○世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則（118）	15
○世田谷区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（119）	15
○世田谷区営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則（120）	16
○世田谷区立レンタサイクルポート条例施行規則を廃止する規則（121）	16
訓 令 甲	
○世田谷区工事施行規程の一部改正（20）	16
告 示	
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の設置の告示（547）	17
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理水路の廃止の告示（548）	17
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示（549）	17
○児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新の告示（550）	17
○児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定事項の変更の告示（551）	17
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止	

の告示（552）	17
○令和7年第3回世田谷区議会定例会招集の告示（553）	17
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（554）	17
○子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認の辞退の告示（555）	17
○戸籍法に規定する追完届の提出による住民基本台帳法に基づく住民票の記載の取消し及び住民票の写しの無効の告示（556）	17
○車両制限令に基づく自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道指定の告示（557）	17
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（558）	17
○令和7年7月28日世田谷区告示第490号の一部を訂正する告示（559）	18
○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示（560）	18
○世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示（561）	18
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示（562）	18
○介護保険法に基づく指定介護予防支援事業の廃止の届出の告示（563）	18
○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示（564）	18
○介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業の廃止の届出の告示（565）	18
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（566）	18
○道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示（567）	18
○建築基準法に基づく道路指定の告示（568）	18
○世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示（569）	19
○建築基準法に基づく道路位置指定の変更の告示（570）	19
○令和7年3月31日世田谷区告示第228号の一部を改正する告示（571）	19
○令和7年3月31日世田谷区告示第230号の一部を改正する告示（572）	19
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（573）	19
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（574）	19
○道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示（575）	19
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（576）	19
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（577）	19
○道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示（578）	19
○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（579）	19
○地方自治法に基づく予算の公表（580）	20

世 田 谷 区 公 報

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（581）…… 20

○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示（582）…………… 20

○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の指定の告示（583）…………… 20

○建築基準法に基づく指定道路の指定の取消しの告示（584）…………… 20

○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示（585）…………… 20

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（586）…… 20

○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示（587）…………… 20

○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の指定の告示（588）…………… 20

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（589）…… 20

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用廃止の告示（590）…… 21

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（591）…… 21

○世田谷区道路占用規則に基づく道路掘削復旧工事監督事務費及び道路掘削復旧費の徴収単価の改正の告示（592）…………… 21

公 告

○世田谷区公文書管理条例に基づく公文書及び特定重要公文書の管理状況の公表の公告（64）…………… 22

○国土調査法に基づく地図及び簿冊の作成公告（65）…………… 22

○世田谷区街づくり条例に基づく地区計画の原案の縦覧の公告（66）…… 22

○世田谷区街づくり条例に基づく地区計画の変更原案の縦覧の公告（67）…………… 23

○世田谷区街づくり条例に基づく地区計画の変更原案の縦覧の公告（68）…………… 23

○世田谷区街づくり条例に基づく地区計画の変更原案の縦覧の公告（69）…………… 23

○世田谷区街づくり条例に基づく地区計画の変更原案の縦覧の公告（70）…………… 23

○世田谷区街づくり条例に基づく地区計画の変更原案の縦覧の公告（71）…………… 23

○国土調査法に基づく地籍調査の実施の公告（72）…………… 24

○予防接種法及び予防接種法施行令に基づく各種予防接種実施の公告（73）…………… 24

規 則（教）

○幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則（20）……24

○幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則（21）……24

○世田谷区立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則（22）……………24

○世田谷区立幼稚園預かり保育規則の一部を改正する規則（23）……………24

○世田谷区立学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則（24）……………25

○世田谷区立学校設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則（25）……………25

告 示（選）

○公職選挙法に基づく選挙人名簿からの抹消の告示（39）……………25

○地方自治法、市町村の合併の特例に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく令和 7 年 9 月 1 日調製の選挙人名簿登録者総数の50分の 1 の数、6 分の 1 の数及び40万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数の告示（40）……………25

○公職選挙法に基づく選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の告示（41）……………25

告 示（農）

○農業委員会等に関する法律に基づく農業委員会総会の開催の告示（9）……………25

告 示（監）

○住民監査請求に係る監査の結果の公表（9）……………25

条 例

次に掲げる条例を公布する。
令和 7 年 9 月30日
世田谷区長 保 坂 展 人

世田谷区条例第95号
世田谷区立区民会館条例の一部を改正する条例

世田谷区条例第96号
世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区条例第97号
世田谷区立上用賀公園運動場条例

世田谷区条例第98号
世田谷区立障害者福祉施設条例の一部を改正する条例

世田谷区条例第99号
世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区条例第100号
世田谷区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区条例第101号
世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区条例第102号
世田谷区子ども等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区条例第103号
世田谷区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区条例第104号
世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区条例第105号
世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区条例第106号
世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区条例第107号
世田谷区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区条例第108号
世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区条例第109号
世田谷区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例

世田谷区条例第110号
世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区条例第111号
世田谷区営住宅管理条例の一部を改正する条例

世田谷区条例第112号
世田谷区立レンタサイクルポート条例を廃止する条例

世田谷区条例第113号
世田谷区立学校設置条例の一部を改正する条例

世田谷区立区民会館条例の一部を改正する条例

第 1 条 世田谷区立区民会館条例（昭和56年12月世田谷区条例第48号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号中「練習室」の次に「、ラウンジ」を加える。

第 9 条第 2 項第 2 号中「ホール」の次に「及びラウンジ」を加える。

別表第 2 世田谷区立世田谷区民会館の項中「練習室」の次に「、ラウンジ」を加える。

別表第 3 世田谷区立世田谷区民会館の部に次のように加える。

ラウンジ	8,770円	10,540円	13,220円	15,820円	22,020円	26,380円	35,240円	42,210円
------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

第2条 世田谷区立区民会館条例の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「世田谷区立世田谷区民会館及び」を削る。

第20条第1項中「世田谷区立世田谷区民会館別館、世田谷区立北沢区民会館」

を「世田谷区立世田谷区民会館、世田谷区立世田谷区民会館別館、世田谷区立北沢区民会館」に、「世田谷区立世田谷区民会館別館等」を「世田谷区立世田谷区民会館等」に改め、同条第2項中「世田谷区立世田谷区民会館別館等」を「世田谷

区立世田谷区民会館等」に改め、同条第4項中「世田谷区立玉川区民会館」を「世田谷区立世田谷区民会館のラウンジ、世田谷区立玉川区民会館」に改める。

別表第3 世田谷区立世田谷区民会館の部を削る。

別表第4の2 世田谷区立世田谷区民会館別館の部の前に次のように加える。

世田谷区立世田谷区民会館	ホール	74,800円	89,690円	112,400円	134,730円	187,210円	224,610円			299,610円	359,340円		
	集会室A	9,190円	11,020円	13,830円	16,550円	23,030円	27,600円			36,860円	44,150円		
	集会室B	5,420円	6,510円	8,170円	9,770円	13,600円	16,300円			21,770円	26,070円		
	練習室A	4,350円	5,220円	6,550円	7,830円	10,900円	13,060円			17,450円	20,890円		
	練習室B	2,550円	3,070円	3,840円	4,610円	6,410円	7,680円			10,250円	12,290円		
	ラウンジ	8,770円	10,540円	13,220円	15,820円	22,020円	26,380円			35,240円	42,210円		

附 則

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 第1条の規定 令和8年4月1日

(3) 第2条の規定並びに附則第3項及び第4項の規定 令和9年4月1日

2 世田谷区立世田谷区民会館のラウンジの公用開始の日は、令和9年4月1日とする。

3 令和9年4月1日前に、区長が世田谷区立区民会館条例第9条第1項の規定により行った世田谷区立世田谷区民会館の施設の使用の承認（同日以後の使用に係るものに限る。）は、指定管理者（同条例第6条に規定する指定管理者をいう。）が同条例第8条第3項の規定により読み替えて適用される同条例第9条第1項の規定により行った使用の承認とみなす。

4 第2条の規定による改正前の第12条第1項及び世田谷区立区民会館条例第12条第2項の規定により徴収された世田谷区立世田谷区民会館の使用に係る使用料（令和9年4月1日以後の使用に係るものに限る。）は、第2条の規定による改正後の第20条第1項の規定により納付された利用料金（同項に規定する利用料金をいう。）とみなす。

世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例（平成30年3月世田谷区条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第11号を第12号とし、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 世田谷区立上用賀公園運動場条例（令和7年9月世田谷区条例第97号）に規定する施設であって、規則で定めるもの

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

世田谷区立上用賀公園運動場条例（設置）

第1条 災害時における物資輸送拠点の機能を確保するとともに、みどり豊かな環境を創出し、スポーツ及びレクリエーション活動の場を提供することにより、区

民の安全で安心な暮らしに寄与し、生涯スポーツ社会の実現及びコミュニティ形成を図るため、世田谷区立上用賀公園運動場（以下「運動場」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 運動場の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 世田谷区立上用賀公園運動場

(2) 位置 東京都世田谷区上用賀四丁目36番1号

（施設）

第3条 運動場の施設は、次のとおりとする。

(1) アリーナ

(2) トレーニングルーム（スタジオを含む。）

(3) 多目的室

(4) 会議室

(5) 浴室

(6) 駐車場

(7) 多目的広場

(8) 広場（多目的広場を除く。）

(9) 大規模備蓄倉庫

（休場日及び開場時間）

第4条 運動場の施設の休場日及び開場時間は、規則で定める。

（事業）

第5条 運動場は、次に掲げる事業を行う。

(1) 災害時又は災害が発生するおそれがあるとき（以下「災害時等」という。）における物資輸送拠点その他の災害対策に係る機能の確保に関すること。

(2) みどりの保全及び創出を図るための事業

(3) スポーツ及びレクリエーションの振興を図るための事業

(4) 運動場の施設及び附帯設備を利用に供すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

（使用することができる者の範囲）

第6条 運動場の施設のうち、別表第1左欄に掲げる施設を使用することができる者は、同表右欄に掲げる者とする。ただし、公益上の理由その他特別の理由があると区長（第10条に規定する指定管理者を含む。次条（第3項第5号を除く。）から第9条まで及び同表において同じ。）が

認めたときは、この限りでない。

2 前項に定めるもののほか、第20条第1項第1号から第5号までに規定する団体、学校等は、別表第1左欄に掲げる施設を使用することができる。

（使用の手続等）

第7条 運動場の施設（広場（多目的広場を除く。）及び大規模備蓄倉庫を除く。）及び附帯設備（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、区長の承認を受けなければならない。

2 施設等の使用の承認に係る手続については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例（平成30年3月世田谷区条例第19号）に定めるところによるほか、規則で定めるところによる。

3 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を承認しないものとする。

(1) 営利を目的とするとき。

(2) 秩序を乱すおそれがあるとき。

(3) 施設等の使用の目的又は内容が暴力団（世田谷区暴力団排除活動推進条例（平成24年12月世田谷区条例第55号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあるとき。

(4) 管理上支障があるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認めたとき。

4 区長は、施設等を使用しようとする者が、これまでの使用について次の各号のいずれかに該当しているときは、使用を承認しないことができる。

(1) 正当な理由がなく使用の承認を受けた施設等を使用しなかったとき。

(2) 第19条第1項の利用料金及び第22条第1項の使用料を納付していないとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に著しく違反したと区長が認めたとき。

（使用の条件）

第8条 区長は、施設等の使用を承認する場合において、必要な条件を付けることができる。

2 区長は、必要があると認めたときは、前項の条件を変更することができる。

（承認の取消し等）

第9条 区長は、次の各号のいずれかに該

当するときは、使用の承認を取り消し、又は使用条件を変更し、若しくは使用を停止することができる。

- (1) 使用の目的又は条件に違反したとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (3) 災害時等において、施設等を物資輸送拠点その他の災害対策に係る機能のために使用するとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要があると認めたとき。

2 前項の規定による処分により使用者（第7条第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）に生じた損害については、区長は、その責を負わない。
（指定管理者による管理）

第10条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、区長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に運動場の管理を行わせるものとする。
（指定管理者の指定の手続）

第11条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募により行うものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書及び必要な書類を区長に提出し、指定管理者の指定の申請をしなければならない。

3 区長は、前項の申請があったときは、同項の事業計画書及び必要な書類を次に掲げる基準に基づき審査し、運動場の設置の目的を最も効果的に達成することができる者と認める者を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 第5条各号に掲げる事業を十分に行う能力及び実績を有していること。
- (2) 運動場の効用を最大限に発揮させる運営を行い、かつ、その管理に係る経費の削減を図ることができること。
- (3) 運動場の管理を効率的かつ安定的に行う能力を有していること。

4 区長は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

5 区長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、その旨を公告しなければならない。

（指定管理者の公募の方法）

第12条 前条第1項に規定する公募は、次に掲げる事項を明示して行うものとする。

- (1) 指定管理者が行う業務の内容
- (2) 指定管理者が管理を行う期間
- (3) 指定管理者の候補者を選定する基準
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

（指定申請書の提出）

第13条 第11条第2項の規定により指定管理者の指定を受けようとする者は、名称、事業所の所在地その他区長が必要と認める事項を記載した指定申請書を区長に提出しなければならない。

2 第11条第2項の必要な書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款又は寄附行為（法人格を有しな

い団体にあつては、これらに相当するもの）を記載した書類

- (2) 登記事項証明書（法人格を有しない団体にあつては、これに相当する書類）
- (3) 事業の経歴及び概要を示す書類
- (4) 財務状況及び経営状況に関する書類
- (5) 運動場の管理に係る収支計画書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

3 第1項の指定申請書、第11条第2項の事業計画書及び前項各号に掲げる書類は、区長が定める期日までに提出しなければならない。

（選定委員会）

第14条 第11条第3項の規定による審査は、区長が別に定める選定委員会に行わせるものとする。

（指定の通知等）

第15条 区長は、第11条第4項の規定により指定管理者を指定したときは、次に掲げる事項を記載した指定通知書により、指定管理者に通知するものとする。

- (1) 指定管理者の名称、事務所の所在地及び代表者の氏名
- (2) 指定管理者として管理を行わせる運動場の名称及び位置
- (3) 指定の期間
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

2 区長は、第11条第2項の規定により指定管理者の指定の申請をした者（以下「申請者」という。）について、同条第3項の規定による選定をしなかったとき又は同条第4項の規定による指定をしなかったときは、申請者にその旨を通知する。

（指定管理者の指定の公告）

第16条 第11条第5項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 指定管理者としての管理を行わせる運動場の名称
- (2) 指定管理者の名称及び事務所の所在地
- (3) 指定の期間

（管理等に関する協定）

第17条 区長と指定管理者とは、運動場の管理に関し必要な協定を締結するものとする。

2 前項の協定には、次条から第22条までに規定するもののほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 運動場の管理の業務及び管理の業務に係る収支の報告に関する事項
- (2) 運動場の管理の業務の調査及び検査に関する事項
- (3) 指定管理者の指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項

3 区長と指定管理者とは、第1項の協定のほか、災害時等における協力に関し必要な協定を締結するものとする。

（指定管理者の業務等）

第18条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第5条各号に掲げる事業に関する業務

(2) 施設等の使用の承認等に関する業務
(3) 運動場の施設及び附帯設備の維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務

2 指定管理者は、法令及び条例の規定を遵守し、運動場の適正な管理を行わなければならない。

（利用料金）

第19条 施設等の使用者（アリーナの使用者を除く。以下この条において同じ。）は、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。

2 別表第2に定める運動場の施設（アリーナを除く。）の利用料金は、同表に定める額の範囲内で、駐車場の利用料金は、利用時間30分までごとに600円の範囲内で、指定管理者が区長の承認を得て定める。

3 附帯設備の利用料金は、200,000円の範囲内において規則で定める額を限度として、あらかじめ区長の承認を得て指定管理者が定める。ただし、附帯設備の使用を開始した後、降雨等により使用することができなくなった場合において、附帯設備を使用した時間が30分を超えないときは、利用料金は、無料とする。

4 施設等の使用者がその使用の申請を撤回した場合に徴収するキャンセル料については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例第11条の定めるところによる。

5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

6 前項の規定にかかわらず、区長は、規則で定めるところにより、指定管理者に利用料金の一部を区に納付させることができる。

（利用料金の減免）

第20条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、利用料金（駐車場及び附帯設備の使用に係るものを除く。）を減額し、又は免除することができる。

(1) 区が直接公益のために使用するとき。全額

(2) 国、公共団体又は公共的団体（区が出資する法人に限る。）が直接公益のために使用するとき。5割に相当する額

(3) 区内の私立の小学校、中学校、幼稚園若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。5割に相当する額

(4) 区外の私立の小学校、中学校、幼稚園若しくは保育園又はこれらに準ずる者が直接教育目的又は保育目的のために使用するとき。3割に相当する額

(5) 私立の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学及び前2号に該当する学校を除く。）をいう。）又はこれに準ずる者が直接教育目的のために使用するとき。3割に相当する額

(6) 公共的団体が直接公益のために使用し、かつ、当該使用について区が後援し、又は協賛する場合で、区長が必要

と認めたとき。 区長が相当と認めた額 (7) 前各号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めたとき。 区長が相当と認めた額 2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、利用料金（駐車場の使用に係るものに限る。）を減額し、又は免除することができる。 (1) 道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車を駐車させるとき。 全額 (2) 区、国、他の地方公共団体その他の官公署が公務のために使用する自動車を駐車させるとき。 全額 (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者及び東京都愛の手帳交付要綱（昭和42年3月20日42民児精発第58号）第1条に規定する愛の手帳の交付を受けている者並びにこれらに準ずる者（以下「障害者」という。）が利用する自動車を駐車させるとき。 全額 (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めたとき。 区長が相当と認めた額 3 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、利用料金（附帯設備の使用に係るものに限る。）を減額し、又は免除することができる。 (1) 区が直接公益のために使用するとき。 全額 (2) 前号に掲げるもののほか、区長が公益上特に必要と認めたとき。 区長が相当と認めた額	4 前3項の規定により減額した利用料金の額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。 5 第1項から第3項までの規定にかかわらず、指定管理者が特に必要があると認めるときは、区長の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができる。（利用料金の還付） 第21条 指定管理者は、規則で定めるところにより、既に納付された利用料金の全部又は一部を還付することができる。（使用料） 第22条 アリーナの使用者は、別表第2に定める使用料を納付しなければならない。 2 前項の使用者がその使用の申請を撤回した場合に徴収するキャンセル料については、世田谷区公共施設の共通使用手続に関する条例第11条の定めるところによる。 3 第20条第1項、第4項及び第5項並びに前条の規定は、使用料の減免及び還付について準用する。（施設の変更禁止等） 第23条 使用者及び広場（多目的広場を除く。）を使用する者は、使用に際して、運動場の施設（大規模備蓄倉庫を除く。）及び附帯設備に特別の設備をし、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ区長の承認を受けたときは、この限りでない。（使用権の譲渡等の禁止） 第24条 使用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。（原状回復の義務） 第25条 使用者は、施設等の使用が終了したときは、直ちに施設等を原状に回復しなければならない。第9条第1項の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときも、同様とする。	（損害賠償） 第26条 運動場の施設（大規模備蓄倉庫を除く。）及び附帯設備を損傷し、又は滅失させた者は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長は、やむを得ない理由があると認めたときは、賠償額の全部又は一部を免除することができる。（入場の制限等） 第27条 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、運動場の使用を禁止することができる。 (1) 他人に迷惑をかけ、又は運動場の施設（大規模備蓄倉庫を除く。）及び附帯設備を損傷するおそれがあるとき。 (2) 前号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。 2 運動場を使用する者は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定その他区長の指示を守らなければならない。（委任） 第28条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。 附 則 （施行期日） 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。 （準備行為） 2 区長は、第11条から第17条までの規定による指定管理者の指定等に関し必要な準備行為をこの条例の施行前においても、同条の規定の例によりすることができる。 3 区長は、第7条第1項の規定による使用の承認の申請の受付及び当該申請に対する決定については、この条例の施行前においても、同条の規定の例によりすることができる。
--	---	--

別表第1（第6条関係）

施設名	使用することができる者
アリーナ及び多目的室	次のいずれかに該当するもの 1 区内に住所を有する個人（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、区内に住所、勤務先又は通学先を有する個人） 2 区民等の団体
トレーニングルーム（スタジオを含む。）	区内に住所を有する15歳以上の者（15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。以下同じ。）（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、区内に住所、勤務先又は通学先を有する15歳以上の者）
会議室	区民等の団体
多目的広場	次のいずれかに該当するもの 1 区民等の団体 2 個人

備考 この表において「区民等の団体」とは、次の要件を満たす団体（次表において「団体」という。）をいう。

- 1 構成員の2分の1以上が区内に住所を有すること（施設の使用状況に余裕があると区長が認めたときは、構成員の2分の1以上が区内に住所、勤務先又は通学先を有すること。）
- 2 構成員の総数が5人以上であること。

別表第2（第19条、第22条関係）

アリーナ

曜日等		団体使用料（1時間につき）	個人使用料（1時間につき）
平日	午前9時から正午まで	8,300円	大人 560円
	正午から午後3時まで	8,700円	高齢者（65歳以上） 190円
	午後3時から午後6時まで	9,100円	子ども（18歳以下） 190円

	午後 6 時から午後 9 時まで	9,500円	障害者	190円
	全日	7,800円		
日曜日、土曜日 及び休日	午前 9 時から正午まで	9,600円	大人 高齢者（65歳以上） 子ども（18歳以下） 障害者	650円 220円 220円 220円
	正午から午後 3 時まで	10,100円		
	午後 3 時から午後 6 時まで	10,600円		
	午後 6 時から午後 9 時まで	11,100円		
	全日	9,300円		

トレーニングルーム（スタジオを含む。）

使用者	利用料金（1 時間につき）
大人	530円
高齢者（65歳以上）	160円
子ども（18歳以下）	160円
障害者	160円

多目的室（大）

使用者		利用料金（1 時間につき）（全 日利用の場合を除く。）		利用料金（1 時間につき）（全 日利用の場合）	
		平日	日曜日、土曜日 及び休日	平日	日曜日、土曜日 及び休日
団体		860円	970円	750円	840円
個人	大人	370円	440円		
	高齢者（65歳以上）	120円	140円		
	子ども（18歳以下）	120円	140円		
	障害者	120円	140円		

多目的室（小）

使用者		利用料金（1 時間につき）（全 日利用の場合を除く。）		利用料金（1 時間につき）（全 日利用の場合）	
		平日	日曜日、土曜日 及び休日	平日	日曜日、土曜日 及び休日
団体		360円	410円	310円	360円
個人	大人	160円	190円		
	高齢者（65歳以上）	50円	60円		
	子ども（18歳以下）	50円	60円		
	障害者	50円	60円		

会議室

曜日等	利用料金（1 時間につき）（全 日利用の場合を除く。）	利用料金（1 時間につき）（全 日利用の場合）
平日	650円	570円
日曜日、土曜日及び休日	750円	650円

浴室

使用者	利用料金（1 回につき）
大人	830円
高齢者（65歳以上）	300円
子ども（18歳以下）	300円
障害者	300円

多目的広場

使用者	利用料金（1 時間につき）	
	平日	日曜日、土曜日 及び休日
団体	2,280円	2,680円
個人	無料	

備考

- 単位時間は、規則で定める。この場合において、利用料金は、1 時間につき定める額に当該使用に係る単位時間の時間数を乗じて得た額の範囲内で、指定管理者が区長の承認を得て定める。
- アリーナ及び多目的広場の面積の 2 分の 1 を使用する場合はアリーナの使用料及び多目的広場の利用料金は、当該使用料及び利用料金の 2 分の 1 の額とする。
- トレーニングルーム（スタジオを含む。）を使用する場合において、単位時間を超えたときは、1 時間につき定める利用料金に単位時間を超えて使用した時間の時間数を乗じて得た額の範囲内において規則で定める超過利用料金を支払わなければならない。この場合において、超過利用料金の単位時間は、規則で定める。
- 多目的広場の使用を開始した後、降雨等により使用することができなくなった場合において、多目的広場を使用した時間が30 分を超えないときは、当該単位時間に係る利用料金は、無料とする。
- この表において「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

世田谷区立障害者福祉施設条例の一部を改正する条例

世田谷区立障害者福祉施設条例（平成19年12月世田谷区条例第64号）の一部を次のように改正する。

別表第2世田谷区立障害者就労支援センターすきっぷの項及び世田谷区立玉川福祉作業所の項から世田谷区立砧工房分場キタミ・クリーンファームの項までの規定中「就労移行支援」を「就労選択支援 就労移行支援」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年10月 1 日から施行する。

世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（令和元年10月世田谷区条例第28号）の一部を次のように改正する。

第40条第 1 項中「第33条の10各号」を「第33条の10第 1 項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年10月 1 日から施行する。

世田谷区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年 9 月世田谷区条例第39号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第 1 項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年10月 1 日から施行する。

世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年 9 月世田谷区条例第50号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の見出し中「医療証」を「医療証等」に改め、同条中「規定する医療証」を「規定する医療証又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。）（区長が別に定める場合に限る。）」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 2 月 2 日から施行する。

世田谷区子ども等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区子ども等の医療費の助成に関する条例（平成 4 年 6 月世田谷区条例第52号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の見出し中「医療証」を「医療証

等」に改め、同条中「規定する医療証」を「規定する医療証又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。）（区長が別に定める場合に限る。）」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 2 月 2 日から施行する。

世田谷区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和 6 年12月世田谷区条例第58号）の一部を次のように改正する。
第14条中「第33条の10各号」を「第33条の10第 1 項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年10月 1 日から施行する。

世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例（平成26年 9 月世田谷区条例第37号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第 1 項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年10月 1 日から施行する。

世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和元年10月世田谷区条例第36号）の一部を次のように改正する。

第10条中「第33条の10各号」を「第33条の10第 1 項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年10月 1 日から施行する。

世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年 9 月世田谷区条例第35号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第33条の10各号」を「第33条の10第 1 項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年10月 1 日から施行する。

世田谷区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例（

令和 2 年 3 月世田谷区条例第16号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 3 項中「第33条の10各号」を「第33条の10第 1 項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年10月 1 日から施行する。

世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（令和 2 年 3 月世田谷区条例第17号）の一部を次のように改正する。

第17条中「第33条の10各号」を「第33条の10第 1 項各号」に改める。

第24条第 2 項中「第14条第 6 項」を「第14条第 7 項」に改める。

附 則

この条例中第17条の改正規定は令和 7 年10月 1 日から、第24条第 2 項の改正規定は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

世田谷区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条―第20条）

第 2 章 乳児等通園支援事業

第 1 節 通則（第21条）

第 2 節 一般型乳児等通園支援事業（第22条―第25条）

第 3 節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第26条・第27条）

第 3 章 雑則（第28条・第29条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第 1 項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する最低の基準（第 3 条から第 5 条までにおいて「最低基準」という。）を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例で使用する用語の意義は、法及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 1 号）において使用する用語の例による。（最低基準の目的）

第 3 条 この条例で定める最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第 6 条の 3 第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、利用乳幼児が心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。（最低基準の向上）

第 4 条 区長は、最低基準を常に向上させるよう努めるとともに、その監督に属する乳児等通園支援事業者に対し、世田谷

区児童福祉審議会（世田谷区児童福祉審議会条例（令和元年10月世田谷区条例第29号）第1条に規定する世田谷区児童福祉審議会をいう。）の意見を聴いた上で、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第5条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。（乳児等通園支援事業者の一般原則）

第6条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、1人1人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該乳児等通園支援事業者の行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその行う乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等の利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。（非常災害対策）

第7条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に係る訓練は、規則で定めるところにより行わなければならない。（安全計画の策定等）

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その職員に対し、安全計画について周知するととも

に、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関してその保護者との連携が図られるよう、当該保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。（自動車を運行する場合の所在の確認）

第9条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のために自動車を利用するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備え、利用乳幼児の降車の際に、ブザー等を用いて前項の規定による所在の確認を行わなければならない。（乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件）

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。（乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等）

第11条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第12条 乳児等通園支援事業者は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）

第13条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児及びその家族の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用に係る当該利用乳幼児の保護者の負担の有無若しくは程度によって、差別的取扱いをしてはな

らない。

（虐待等の防止）

第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。（衛生管理等）

第15条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、その職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。（食事）

第16条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。（乳児等通園支援事業所内部の規程）

第17条 乳児等通園支援事業者は、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。（乳児等通園支援事業所に備える帳簿）

第18条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。（秘密保持等）

第19条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。（苦情への対応）

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。（苦情への対応）

第20条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、区からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業
第1節 通則

（乳児等通園支援事業の区分）

第21条 乳児等通園支援事業の区分は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

（設備の基準）

第22条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号に規定する幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室若しくは遊戯室及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は、前号に規定する幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階以上に設ける場合は、規則で定める要件に該当すること。

（職員）

第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として区長が行う研修（区長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、規則で定める基準を満たさなければならない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、規則で定めるものでなければならない。

（乳児等通園支援の内容）

第24条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設

備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

（保護者との連絡）

第25条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得よう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

（設備及び職員の基準）

第26条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和元年10月世田谷区条例第36号）（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 世田谷区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例（令和2年3月世田谷区条例第16号）
- (3) 幼保連携型認定こども園 世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（令和2年3月世田谷区条例第17号）
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年9月世田谷区条例第35号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

（準用）

第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第24条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第25条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

第3章 雑則

（電磁的記録）

第28条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（委任）

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規

則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（昭和62年7月世田谷区条例第34号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第68条の2第1項」を「第68条の2第1項及び第5項」に改め、「制限」の次に「並びに用途に関する制限の緩和」を加える。

第3条の次に次の1条を加える。

（建築物の用途の制限の緩和）

第3条の2 法第68条の2第5項の規定に基づき、第2条に規定する区域内においては、別表第6に掲げる地区整備計画の計画地区に応じ、同表に定める建築物を建築することができるものとする。

別表第2 東京都市計画下北沢駅周辺地区地区整備計画の部及び東京都市計画大蔵三丁目地区地区整備計画の部中「第135条の12第1項第1号及び第2号」を「第135条の12第3項第1号及び第2号」に改め、同表東京都市計画上用賀四丁目地区地区整備計画の部D地区の項中「の高さは、当該部分」及び「以下とする。」を削り、同部に次のように加える。

E 地区	計画図 2 に示すとおり、壁面線については、敷地境界線より 5 m	1 法別表第 2 (ロ) 項第 9 号に規定する調査派出所、公衆電話所の他にこれらに類するもので、建築基準法施行令第 130 条の 4 に規定する公益上必要な建築物	1 19 m 2 建築物の各部分から隣地境界線までの真北方向の水平距離に 0.5 を乗じて得た値に 4 m を加えた値			1 燃料小槽が防油堤で囲われていない形状 2 自家発電設備（内燃機関を動力としたものに限る。）を屋上に設ける場合は、防音パネルが設置されていない形状	

別表第 5 の次に次の 1 表を加える。

別表第 6（第 3 条の 2 関係）

地区整備計画の名称	計画地区	建築物の用途の制限の緩和
東京都市計画上用賀 四丁目地区地区整備 計画	E 地区	1 法別表第 2 (ハ)項に規定するもの 2 体育館（観覧場の客席の部分の床面積の合計が1,500㎡以内のものに限る。） 3 前 2 項の建築物に附属するもの（自動車庫は、床面積の合計が3,500㎡以内のものに限る。） 4 危険物の貯蔵に供するもの（法別表第 2 (ロ)項第 4 号で定めるもののうち、消防法（昭和23年法律第186号）別表第 1 備考第14号に規定する第二石油類の容量が1,000リットル以内のもの又は同表備考第15号に規定する第三石油類の容量が2,000リットル以内のものに限る。）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

世田谷区営住宅管理条例の一部を改正する条例

世田谷区営住宅管理条例（平成 2 年 3 月世田谷区条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

世田谷区営グリーンヒル大原	東京都世田谷区大原一丁目23番24号	20
---------------	--------------------	----

附 則

この条例は、令和 7 年10月 1 日から施行する。

世田谷区立レンタサイクルポート条例を廃止する条例

世田谷区立レンタサイクルポート条例（平成 5 年11月世田谷区条例第53号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年12月 1 日から施行する。
（経過措置）

2 この条例の施行前にこの条例による廃止前の世田谷区立レンタサイクルポート条例（以下「廃止条例」という。）第10条の規定により自転車の返却義務を負っていた利用者（廃止条例第 9 条に規定する利用者をいう。）に係る廃止条例第10条の規定による自転車の返却及び廃止条例第11条の規定による損害の賠償については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際、現に廃止条例第12条及び第14条（第 1 項第 1 号を除く。以下この項において同じ。）の規定により行われている指定管理者（廃止条例第 4 条第 2 項に規定する指定管理者をいう。）による管理及び業務等に関しては、廃止条例第12条及び第14条の規定は、この条例の施行後も、令和 8 年 3 月31日までの間、なおその効力を有する。

世田谷区立学校設置条例の一部を改正する条例

世田谷区立学校設置条例（昭和39年 3 月世田谷区条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の部世田谷区立砧幼稚園の項中「喜多見六丁目 9 番11号」を「喜多見六丁目 9 番 1 号」に改める。

附 則

この条例は、世田谷区教育委員会規則で定める日から施行する。

規 則

次に掲げる規則を公布する。

令和 7 年 9 月30日

世田谷区長 保 坂 展 人

世田谷区規則第104号

世田谷区公印規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第105号

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第106号

世田谷区契約事務規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第107号

世田谷区公契約条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第108号

世田谷区立区民会館条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第109号

世田谷区身分又は資格に関する証明書等の交付の請求に係る本人確認に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第110号

世田谷区立区民農園条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第111号

世田谷区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第112号

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第113号

世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第114号

世田谷区児童福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第115号

世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第116号

世田谷区児童虐待の防止等に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第117号

世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第118号

世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第119号

世田谷区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則

世田谷区規則第120号

世田谷区営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区規則第121号

世田谷区立レンタサイクルポート条例施行規則を廃止する規則

世田谷区公印規則の一部を改正する規則

世田谷区公印規則（平成元年 3 月世田谷区規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表 2 の部 3 の項中「国民健康保険資格確認書等被保険者資格確認及び国民健康保険保険者事務用」を「国民健康保険資格確認書被保険者資格確認及び国民健康保険保険者事務用」に改め、同部 4 の項中「国民健康保険資格確認書等被保険者資格確認用」を「国民健康保険資格確認書被保険者資格確認用」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年10月 1 日から施行する。

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和31年12月世田谷区規則第15号）の一部を次のように改正する。

第22号様式裏面以外の部分を次のように改める。

様式省略

第23号様式裏面以外の部分を次のように改める。

様式省略

第24号様式裏面以外の部分を次のように改める。

様式省略

第25号様式裏面以外の部分を次のように改める。

様式省略

第26号様式裏面以外の部分を次のように改める。

様式省略 第27号様式裏面以外の部分を次のように改める。 様式省略 第28号様式裏面以外の部分を次のように改める。 様式省略 第29号様式裏面以外の部分を次のように改める。 様式省略 第30号様式裏面以外の部分中「の翌日から起算して」を「から」に改める。 第31号様式裏面以外の部分を次のように改める。 様式省略 第32号様式裏面以外の部分を次のように改める。 様式省略 附 則 （施行期日） 1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。 （経過措置） 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の第22号様式から第32号様式までの規定に基づき作成され、交付されている様式は、この規則による改正後の第22号様式から第32号様式までの規定に基づき作成され、交付されている様式とみなす。	2 前項の規定により、契約書（協定にあつては、協定書をいい、電子契約書及び電子協定書（協定内容を記録した電磁的記録をいう。第4項において同じ。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）を作成するときは、2通の契約書を作成しなければならない。この場合において、当該契約の相手方が遠隔地にあるときその他必要があるときは、まず、その者に契約書2通を送付して記名押印させ、その返付を受けてこれに記名押印するものとする。 第42条第3項中「契約書は」を「前項の規定により」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。 4 第1項の規定により契約書（協定にあつては、協定書をいい、電子契約書及び電子協定書に限る。以下この項において同じ。）を作成するときは、まず、当該契約の相手方に電子署名を行わせ、契約担当者が当該契約書を適当であると認めるときは、当該契約担当者が電子署名を行うものとする。 第44条第1号中「500,000円」を「第38条の2各号に定める額」に改める。 第45条第2項中「第42条第4項」を「第42条第5項」に改める。 第47条に次の1項を加える。 4 契約の相手方は、前項において準用する第12条に規定する当該保証を証する書面の提出に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であつて、当該保証契約の相手方が定め、契約担当者が認めた措置を講ずることにより行うことができる。この場合において、契約担当者は、契約の相手方から当該保証を証する書面を提出されたものとみなす。 第56条第1項中「（昭和22年法律第67号）」を削る。 第79条第1項に後段として次のように加える。 この場合において、当該書面に記載されている事項を電磁的方法により送付することができる。 第80条第1項に次のただし書を加える。 ただし、当該事実が客観的に見て明らかである場合は、この限りでない。 別表財務部長の項第2号中「学校健康推進課長」の次に「、乳幼児教育・保育支援課長、区立小学校長、区立中学校長、保育課長、一時保護課長」を加え、同表経理課長の項第1号中「、総合支所長」を削り、同表区立中学校長（学校給食調理場から給食の提供を受ける区立中学校の長に限る。）の項第2号中「前号」を「前2号」に、「500,000円以下」を「1,000,000円以下」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。 （2）物件の借入に係る1件予定賃借料の年額又は総額800,000円以下の契約（別表区立小学校長及び区立中学校長を除く。）の項第3号中「前2号」を「前3号」に、「500,000円以下」を「1,000,000円以下」に改め、同	号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。 （3）物件の借入に係る1件予定賃借料の年額又は総額800,000円以下の契約（別表総合支所長の項を削り、同表街づくり課長の項及び建築安全課長の項から工事第二課長の項までの規定中「500,000円以下」を「2,000,000円以下」に改め、同表課長の項第3号を同項第4号とし、同項第2号中「前号」を「前2号」に、「500,000円以下」を「1,000,000円以下」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。 （2）物件の借入に係る1件予定賃借料の年額又は総額800,000円以下の契約 附 則 （施行期日） 1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。 （1）第38条の2各号列記以外の部分の改正規定、第80条第1項にただし書を加える改正規定及び別表財務部長の項第2号の改正規定並びに次項から附則第5項までの規定 公布の日 （2）第2条第1項に1号を加える改正規定、第24条第1項第1号の改正規定、同条中第2号を第3号とし、第1号の次に1号を加える改正規定、第42条第1項から第3項までの改正規定、同条中第4項を第5項とし、第3項の次に1項を加える改正規定、第45条第2項の改正規定、第47条に1項を加える改正規定、第56条第1項の改正規定及び第79条第1項に後段を加える改正規定並びに附則第6項の規定 令和7年10月1日 （3）前2号に掲げる規定以外の規定及び附則第7項の規定 令和8年4月1日（準備行為） 2 この規則による改正後の第24条第1項、第42条、第45条第2項、第47条第4項及び第79条第1項後段の規定により締結する契約及び変更する契約に係る必要な手続は、令和7年10月1日以前においても行うことができる。 3 この規則による改正後の第3条第6項及び第8項第1号、第29条、第38条の2第1号から第4号まで及び第6号、第44条第1号、別表経理課長の項第1号、同表区立中学校長（学校給食調理場から給食の提供を受ける区立中学校の長に限る。）の項から街づくり課長の項まで並びに同表建築安全課長の項から課長の項までの規定により締結する契約に係る必要な手続は、令和8年4月1日以前においても行うことができる。 （経過措置） 4 この規則による改正後の第80条第1項ただし書の規定は、公布の日以後に変更する契約について適用し、同日前に変更する契約については、なお従前の例による。 5 この規則による改正後の別表財務部長の項第2号の規定は、公布の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結する契約については、なお従前の例に
世田谷区契約事務規則の一部を改正する規則 世田谷区契約事務規則（昭和39年3月世田谷区規則第4号）の一部を次のように改正する。 第2条第1項に次の1号を加える。 （8）電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。 第3条第6項及び第8項第1号中「300,000円以下」を「500,000円以下」に改める。 第24条第1項第1号中「もの」の次に「（次号に規定する電子契約書の作成により行うものを除く。）」を加え、同条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。 （2）地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の契約内容を記録した電磁的記録（以下「電子契約書」という。）を作成するものにあつては、当事者双方が電子契約書に電子署名を行った後 第29条中「500,000円」を「2,000,000円」に改める。 第38条の2各号列記以外の部分中「の普通地方公共団体の」を「に規定する」に改め、同条第1号中「1,300,000円」を「2,000,000円」に改め、同条第2号中「800,000円」を「1,500,000円」に改め、同条第3号中「400,000円」を「800,000円」に改め、同条第4号中「300,000円」を「500,000円」に改め、同条第6号中「500,000円」を「1,000,000円」に改める。 第42条第1項中「以下この条」を「第5項」に改め、「2通」を削り、同条第2項を次のように改める。		

よる。

6 この規則による改正後の第24条第1項、第42条、第45条第2項、第47条第4項及び第79条第1項後段の規定は、令和7年10月1日以後に締結する契約及び変更する契約について適用し、同日前に締結する契約及び変更する契約については、なお従前の例による。

7 この規則による改正後の第3条第6項及び第8項第1号、第29条、第38条の2第1号から第4号まで及び第6号、第44条第1号、別表経理課長の項第1号、同表区立中学校長（学校給食調理場から給食の提供を受ける区立中学校の長に限る。）の項から街づくり課長の項まで並びに同表建築安全課長の項から課長の項までの規定は、令和8年4月1日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結する契約については、なお従前の例による。

世田谷区公契約条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区公契約条例施行規則（平成26年9月世田谷区規則第67号）の一部を次のよ

うに改正する。

第6条第1項を次のように改める。

条例第4条第3項第2号の規則で定める額は、次の各号に掲げる公契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、指定管理者の業務に係る協定にあつては、零円とする。

(1) 土木工事請負契約 2,000,000円

(2) 次項の帳票対象公契約（前号に掲げるものを除く。） 1,000,000円

第6条第2項中「区長」を「帳票対象公契約（区長）に改め、「除く。」の次に「をいう。」を加える。

附 則

1 この規則は、令和8年1月1日から施行する。

2 この規則による改正後の第6条第1項及び第2項の規定は、令和8年4月1日以後に締結する公契約（世田谷区公契約条例（平成26年9月世田谷区条例第27号）前文に規定する公契約をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に締結する公契約については、なお従前の例による。

世田谷区立区民会館条例施行規則の

一部を改正する規則

世田谷区立区民会館条例施行規則（昭和57年3月世田谷区規則第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「練習室」の次に「及びラウンジ」を加える。

第10条第1項第3号中「前3月」を「3月前」に改め、同項第4号中「及び練習室」を「練習室及びラウンジ」に、「前2月」を「2月前」に改める。

第11条中「世田谷区立世田谷区民会館別館等」を「世田谷区立世田谷区民会館等」に改める。

第15条第2項第4号中「世田谷区立世田谷区民会館及び」を削る。

第19条第2項各号列記以外の部分中「（第20条）」を「（条例第20条）」に改め、「世田谷区立世田谷区民会館及び」を削り、同項第2号中「世田谷区立世田谷区民会館及び」を削る。

別表第1世田谷区立世田谷区民会館の項中「練習室」を「練習室 ラウンジ」に改める。

別表第2の2の1の部音響器具の款サブウーハーの項からパワードスピーカーの項までを次のように改める。

ダイレクトボックス	1台 1回	390円	
パワードスピーカー	一式 1回	1,300円	移動式
サブウーハー	一式 1回	1,300円	移動式

第1号様式中「集会室」を「集会室 3 練習室 4 ラウンジ」に改める。

第2号様式中

使 用 施 設			
1	ホ	ー	ル
2	集	会	室

を

使 用 施 設				
1	ホ	ー	ル	
2	集	会	室	
3	練	習	室	
4	ラ	ウ	ン	ジ

に改める。

第4号様式中「集会室」を「集会室・練習室・ラウンジ」に改める。

附 則

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第11条の改正規定、第15条第2項第4号の改正規定及び第19条第2項の改正規定は、令和9年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式及び第4号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区身分又は資格に関する証明書等の交付の請求に係る本人確認に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区身分又は資格に関する証明書等の交付の請求に係る本人確認に関する規則（平成20年6月世田谷区規則第60号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号イ中「若しくは介護保険」を「、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合若しくは私立学校教職員共済制度の資格確認書（書面によって作成されたものに限る。）、介護保険」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の第3条第1項第2号イの規定の適用については、この規則の施行の際現に交付されている次の各号に掲げる書類（当該書類に係る者の氏名、住所及び生年月日の記載があるものに限る。）は、それぞれ当該各号に定める間は、同項第2号イに掲げる書類とみなす。

(1) 国民健康保険の被保険者証 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）附則第16条に規定する期間

(2) 健康保険の被保険者証 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和6年厚生労働省令第119号。以下「厚生労働省整備省令」という。）附則第2条に規定する期間

(3) 船員保険の被保険者証 厚生労働省整備省令附則第6条に規定する期間

(4) 国家公務員共済組合の組合員証 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令（令和6年財務省令第64号）附則第2条に規定する期間

(5) 地方公務員共済組合の組合員証 地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（令和6年内閣府・総務省・文部科学省令第5号）附則第2条に規定する期間

(6) 私立学校教職員共済制度の加入者証 私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令（令和6年文部科学省令第32号）附則第2条に規定する期間

世田谷区立区民農園条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区立区民農園条例施行規則（平成6年1月世田谷区規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1世田谷区立深沢四丁目ファミリー農園の項及び世田谷区立岡本の丘ファミリー農園の項を削る。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行

する。ただし、別表第1世田谷区立深沢四丁目ファミリー農園の項を削る改正規定は、同年11月1日から施行する。

世田谷区国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区国民健康保険条例施行規則（昭和34年11月世田谷区規則第10号）の一部を次のように改正する。

第1号様式を次のように改める。
様式省略

附 則

- 1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の第1号様式による用紙を用いて作成され、保管されている国民健康保険台帳は、この規則による改正後の第1号様式による用紙を用いて作成され、保管されている国民健康保険台帳とみなす。

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則（令和元年11月世田谷区規則第50号）の一部を次のように改正する。

第8条中「掲げる健康診断が」を「掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）が」に、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同条の表に次のように加える。

乳児又は幼児に対する健康診査	通所する障害児に対する通所開始時の健康診断、定期的健康診断又は臨時的健康診断
----------------	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例施行規則（令和元年11月世田谷区規則第51号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「第8条第2項第2号」を「第7条の表及び第8条第2項第2号」に改める。

第7条中「掲げる健康診断が」を「掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）が」に、「当該健康診断」を「当該健康診断等」に、「健康診断の結果」を「健康診断等の結果」に改め、同条の表に次のよ

うに加える。

乳幼児に対する健康診査	入所した障害児に対する入所時の健康診断、定期的健康診断又は臨時的健康診断
-------------	--------------------------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

世田谷区児童福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区児童福祉法の施行に関する規則（昭和62年3月世田谷区規則第33号）の一部を次のように改正する。

第8条の21中「「認可」を「「家庭的保育事業等の認可」に改める。

第8条の22第1項中「認可を」を「家庭的保育事業等の認可を」に改め、同条第2項中「対して認可」を「対して家庭的保育事業等の認可」に改める。

第8条の23中「認可を」を「家庭的保育事業等の認可を」に改める。

第8条の24中「認可を取り消し」を「家庭的保育事業等の認可を取り消し」に改める。

第8条の25中「認可」を「家庭的保育事業等の認可」に改める。

第8条の26の次に次の6条を加える。

（乳児等通園支援事業に関する認可の申請）
第8条の26の2 区長は、国、都道府県及び区市町村以外の者が乳児等通園支援事業に関する法第34条の15第2項の認可（以下「乳児等通園支援事業の認可」という。）の申請をしようとするときは、乳児等通園支援事業認可申請書（第9号の12の2様式）を提出させなければならない。

（乳児等通園支援事業に関する認可の申請）
第8条の26の3 区長は、前条に規定する申請に対して乳児等通園支援事業の認可をするときは、当該申請をした者に乳児等通園支援事業認可通知書（第9号の12の3様式）により速やかに通知しなければならない。

2 区長は、前条に規定する申請に対して乳児等通園支援事業の認可をしないときは、当該申請をした者に乳児等通園支援事業に関する認可をしない旨の通知書（第9号の12の4様式）により速やかに通知しなければならない。

（乳児等通園支援事業に関する認可の申請事項等の変更の届出）

第8条の26の4 区長は、乳児等通園支援事業の認可を受けた者が省令第36条の36第3項又は第4項の規定による届出をしようとするときは、乳児等通園支援事業認可申請事項等変更届出書（第9号の12の5様式）を提出させなければならない。

（乳児等通園支援事業に関する認可の取消通知等）

第8条の26の5 区長は、法第58条第2項の規定により乳児等通園支援事業の認可を取り消し、又は法第34条の17第4項の規定による命令をするときは、当該認可を受けた者に乳児等通園支援事業認可取消（停止）通知書（第9号の12の6様式）

により通知しなければならない。

（乳児等通園支援事業の廃止又は休止の申請）

第8条の26の6 区長は、乳児等通園支援事業の認可を受けた者が法第34条の15第7項の承認を受けようとするときは、区長が別に定める書類を添付した乳児等通園支援事業廃止（休止）承認申請書（第9号の12の7様式）を提出させなければならない。

（乳児等通園支援事業の廃止又は休止の承認通知）

第8条の26の7 区長は、前条に規定する申請に対して乳児等通園支援事業の廃止又は休止を承認するときは、当該申請をした者に必要な条件を付して乳児等通園支援事業廃止（休止）承認通知書（第9号の12の8様式）により速やかに通知しなければならない。

第9号の5の3様式及び第9号の9様式中「」を削る。

第9号の12様式の次に次の7様式を加える。

様式省略

第9号の14様式中「」を削る。

附 則

1 この規則は、令和7年10月15日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の第9号の5の3様式、第9号の9様式及び第9号の14様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則（平成元年12月世田谷区規則第73号）の一部を次のように改正する。

第17条の3第3項中「医療証」を「医療証又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）（区長が別に定める場合に限る。）」に改める。

附 則

この規則は、令和8年2月2日から施行する。

世田谷区児童虐待の防止等に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区児童虐待の防止等に関する法律の施行に関する規則（令和2年3月世田谷区規則第53号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「とき」の次に「又は同条第3項の規定により児童虐待を行った疑いがあると認められる保護者について当該措置を採ったとき」を加える。

第 6 号様式及び第 7 号様式を次のように改める。 様式省略 附 則 この規則は、令和 7 年10月20日から施行する。	第 5 条中「児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この条において「健康診断等」という。）に、「健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の」を「健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる」に改め、同条後段中「児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同条に次の表を加える。 <table><tr><td>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</td><td>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</td></tr><tr><td>乳幼児に対する健康診査</td><td>利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</td></tr></table> 第10条第 1 項中「第43条第 2 項」を「第43条第 4 項」に改める。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第10条第 1 項の改正規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。	児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断	乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断	（非常災害対策） 第 3 条 条例第 7 条第 2 項の避難及び消火に係る訓練は、少なくとも毎月 1 回実施しなければならない。 （乳児等通園支援事業所内部の規程） 第 4 条 条例第17条に規定する規則で定める重要事項は、次に掲げるとおりとする。 (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針 (2) その提供する乳児等通園支援の内容 (3) 職員の職種、員数及び職務の内容 (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日 (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額 (6) 乳児、幼児の区分ごとの利用定員 (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 (8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項 （設備の基準） 第 5 条 条例第22条第 7 号の規則で定める要件は、乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を 2 階に設ける建物にあっては第 1 号、第 2 号及び第 6 号に掲げるものとし、保育室等を 3 階以上に設ける建物にあっては次の各号に掲げるものとする。 (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物であること。 (2) 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が 1 以上設けられていること。														
児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断																			
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断																			
<table><tr><td>乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）に対する健康診査</td><td>入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</td></tr></table> 第 6 条第 1 号中「（乳児又は幼児をいう。以下同じ。）」を削る。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。	乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断	世田谷区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例施行規則（趣旨） 第 1 条 この規則は、世田谷区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（令和 7 年 9 月世田谷区条例第109号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。 （用語） 第 2 条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。																	
乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断																			
<table><tr><td>階</td><td>区分</td><td>施設又は設備</td></tr><tr><td rowspan="2">2 階</td><td>常用</td><td>1 屋内階段 2 屋外階段</td></tr><tr><td>避難用</td><td>1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第 2 条第 7 号の 2 に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段</td></tr><tr><td rowspan="2">3 階</td><td>常用</td><td>1 建築基準法施行令第123条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段</td></tr><tr><td>避難用</td><td>1 建築基準法施行令第123条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段</td></tr><tr><td rowspan="2">4 階以上の階</td><td>常用</td><td>1 建築基準法施行令第123条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段</td></tr><tr><td>避難用</td><td>1 建築基準法施行令第123条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第 1 項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の 1 階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第 3 項第 2 号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第 10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路</td></tr></table>			階	区分	施設又は設備	2 階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第 2 条第 7 号の 2 に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段	3 階	常用	1 建築基準法施行令第123条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段	避難用	1 建築基準法施行令第123条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段	4 階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段	避難用	1 建築基準法施行令第123条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第 1 項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の 1 階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第 3 項第 2 号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第 10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路
階	区分	施設又は設備																		
2 階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段																		
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第 2 条第 7 号の 2 に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段																		
3 階	常用	1 建築基準法施行令第123条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段																		
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段																		
4 階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段																		
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第 1 項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の 1 階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第 3 項第 2 号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第 10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路																		

3 建築基準法施行令第123条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段

(3) 前号の表の右欄に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

(4) 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下この号において同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第 1 項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

ア スプリンクラー設備その他これに類する自動消火設備が設けられていること。

イ 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

(5) 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上を不燃材料でしていること。

(6) 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

(7) 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

(8) 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

（職員）

第 6 条 条例第23条第 2 項の規則で定める基準は、次の各号に掲げる区分に応じた数以上とし、そのうち 6 割（乳児等通園支援従事者の数が 2 人の場合にあっては、1 人）以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所の開所時間を通じて常時 2 人を下回ってはならない。

(1) 乳児 おおむね 3 人につき 1 人

(2) 満 1 歳以上満 3 歳未満の幼児 おおむね 6 人につき 1 人

2 条例第23条第 3 項に規定する規則で定める乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を 1 人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事

する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が 3 人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

世田谷区営住宅管理条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区営住宅管理条例施行規則（平成 2 年 3 月世田谷区規則第37号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

世田谷区営グリーンヒル大原	0.9499
---------------	--------

附 則

この規則は、令和 7 年10月 1 日から施行する。

世田谷区立レンタサイクルポート条例施行規則を廃止する規則

世田谷区立レンタサイクルポート条例施行規則（平成 6 年 1 月世田谷区規則第 3 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 7 年12月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に世田谷区立レンタサイクルポート条例を廃止する条例（令和 7 年 9 月世田谷区条例第112号）附則第 3 項の規定によりなおその効力を有することとされた廃止前の世田谷区立レンタサイクルポート条例（平成 5 年11月世田谷区条例第53号。以下「廃止条例」という。）第12条及び第14条（第 1 項第 1 号を除く。）の規定により行われている指定管理者（廃止条例第 4 条第 2 項に規定する指定管理者をいう。）による管理及び業務等に関しては、この規則による廃止前の世田谷区立レンタサイクルポート条例施行規則（以下「廃止規則」という。）第 8 条、第11条の 2（廃止規則第 8 条第 1 項の規定による返却に係るものに限る。）、第13条の 3（廃止規則第 8 条第 1 項（利用期間の満了に係る部分を除く。）の規定による返却に係るものに限る。）及び第20条の規定は、この規則の施行後も、令和 8 年 3 月31日までの間、なおその効力を有する。

訓 令 甲

◎世田谷区訓令甲第20号

庁 中 一 般	総 合 支 所
児 童 相 談 所	保 健 所
出 張 所	事 業 所

世田谷区工事施行規程（昭和50年 9 月世田谷区訓令甲第33号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 9 月30日

世田谷区長 保 坂 展 人

第 2 条第 1 号中「これ」を「これら」に改める。

第 4 条第 3 項中「。以下「事案決定手続規程」という。」を削る。

第 8 条中「次の」を「次に掲げる」に改める。

第10条第 1 項中「の各号」を削り、「手続」を「の手続（以下「起工手続」という。）」に改め、同条第 2 項中「次の書類をもって構成する起工書」を「起工書（次に掲げる書類（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）をもって構成するものをいう。以下同じ。）」に改める。

第14条中「書類」の次に「（当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、当該書面に記載されている事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）により送付することができる。

第16条中「手続き」を「手続」に改める。

第17条第 2 項及び第18条第 2 項中「の各号」を削る。

第21条（見出しを含む。）中「進ちょく状況」を「進捗状況」に改める。

第22条第 2 項中「工事中止」を「規定により工事の中止」に、「工事の」を「当該工事の」に改め、同条第 3 項中「手続き」を「手続」に改める。

第24条第 1 項中「内容を」を「内容の」に、「する必要」を「をする必要」に、「工事変更するための決定手続き」を「工事変更をするための決定手続」に改め、同条第 3 項中「決定手続き」を「決定手続」に改める。

第24条の 2 第 1 項中「手続」を「の手続（以下「工事清算手続」という。）」に改め、同条第 2 項中「次の図書」を「次に掲げる図書（当該図書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）」に改め、同条第 3 項に後段として次のように加える。

この場合において、当該図書に記載されている事項を電磁的方法により送付することができる。

第26条第 2 項中「の各号」を削る。

第29条第 1 項中「・」を「及び」に改める。

第30条第2項中「の各号」を削る。
附 則
この訓令は、令和7年10月1日から施行する。

告 示

◎世田谷区告示第547号

区管理水路を次のように設置するので、世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和7年9月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年9月1日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 番号
33-Z038
- 2 区間
世田谷区奥沢四丁目93番地先無番から93番地先無番まで
- 3 用途
区管理水路

◎世田谷区告示第548号

区管理水路を次のように廃止するので、世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、告示する。

この関係図面は、令和7年9月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年9月1日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 番号
33-Z009
- 2 区間
世田谷区奥沢四丁目90番地先無番から93番地先無番まで
- 3 廃止の期日
令和7年9月1日

◎世田谷区告示第549号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和7年9月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年9月1日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 指定番号
45-G054
- 2 一部を廃止する起終点
（旧）世田谷区玉川四丁目135番11地先無番から135番8地先無番まで
（新）世田谷区玉川四丁目135番11地先無番から135番8地先無番まで
- 3 廃止の期日
令和7年9月1日

◎世田谷区告示第550号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の10第1項及び第59条の4第1項の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の更新をしたので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和7年9月1日

世田谷区長 保 坂 展 人
別紙省略

◎世田谷区告示第551号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の14及び第59条の4第1項の規定による指定事項の変更の届出があったので、同法第19条の19第2号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和7年9月1日

世田谷区長 保 坂 展 人
別紙省略

◎世田谷区告示第552号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第5条第2項の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和7年9月5日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年9月5日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 指定番号
34-G092
- 2 一部を廃止する起終点
（旧）世田谷区野毛二丁目146番1地先無番から131番4地先無番まで
（新）世田谷区野毛二丁目146番1地先無番から131番4地先無番まで
- 3 廃止の期日
令和7年9月5日

◎世田谷区告示第553号

令和7年第3回世田谷区議会定例会を下記により招集する。

令和7年9月5日

世田谷区長 保 坂 展 人
記

- 1 招集する年月日
令和7年9月16日（火）午後1時
- 2 招集する場所
世田谷区議会議場

◎世田谷区告示第554号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年9月8日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年9月8日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 認定番号
28-1
- 2 変更の区間

世田谷区代田二丁目652番64の内
3 変更の区域
延長 10.35メートル
幅員 0.19メートルから
0.25メートルまで
面積 2.45平方メートル
4 供用開始の期日
令和7年9月8日

◎世田谷区告示第555号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の6第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認の辞退があったので、同法第58条の11の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

令和7年9月9日

世田谷区長 保 坂 展 人
別紙省略

◎世田谷区告示第556号

令和7年5月29日になされた戸籍法（昭和22年法律第224号）第45条に基づく追完届により、令和元年9月28日以後の住民登録が誤りであったことが判明したため、住民票の記載を取り消す。

なお、これに基づく次の住民票の写しは、これを無効とする。

令和7年9月9日

世田谷区長 保 坂 展 人

住民票の写し

- 1 住所及び氏名
住所 東京都世田谷区駒沢一丁目2番33号駒沢ガーデンハウスA-204
氏名 ISARD OLIVIA HATSUKO LEVEILLE CELIAN SHOTA
- 2 交付期間
令和元年10月7日から令和7年5月22日まで

◎世田谷区告示第557号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第5条第1項の規定に基づき、自動車の交通量が極めて少ないと認める特別区道を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第5条第1項の規定により告示する。

この関係図面は、令和7年9月10日から2週間世田谷区土木部土木計画調整課において一般の縦覧に供する。

令和7年9月10日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 路線名
特別区道
- 2 指定区間
世田谷区北烏山四丁目18番先から世田谷区北烏山四丁目19番先まで
- 3 指定年月日
令和7年9月10日

◎世田谷区告示第558号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次の

ように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和 7 年 9 月12日から
15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理
課において一般の縦覧に供する。
令和 7 年 9 月12日
世田谷区長 保 坂 展 人

1 認定番号
28－1

2 変更の区間
世田谷区岡本一丁目1307番14

3 変更の区域
延 長 8.13メートル
幅 員 1.00メートル
面 積 8.12平方メートル

4 供用開始の期日
令和 7 年 9 月12日

◎世田谷区告示第559号
令和 7 年 7 月28日世田谷区告示第490号
の一部を次のように訂正する。
令和 7 年 9 月16日
世田谷区長 保 坂 展 人
告示中「世田谷区桜一丁目665番76から
665番74番の内まで」を「世田谷区桜一丁目
665番76から665番74の内まで」に訂正する。

◎世田谷区告示第560号
世田谷区公共物管理条例施行規則（平成
14年 3 月世田谷区規則第45号）第 4 条第 2
項の規定に基づき区管理道路線の区域を次
のように変更し、同規則第 6 条の 2 の規定
に基づきその供用を開始する。
この関係図面は、令和 7 年 9 月16日から
15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理
課において一般の縦覧に供する。
令和 7 年 9 月16日
世田谷区長 保 坂 展 人

1 指定番号
21－G030

2 変更の区間
世田谷区梅丘二丁目1319番24

3 変更の区域
延 長 11.62メートル
幅 員 0.07メートルから
0.22メートルまで
面 積 1.72平方メートル

4 供用開始の期日
令和 7 年 9 月16日

◎世田谷区告示第561号
世田谷区みどりの基本条例（平成17年 3
月世田谷区条例第13号）第13条第 1 項の規
定に基づく保存樹木等の指定の解除につい
て別紙のように告示する。
令和 7 年 9 月16日
世田谷区長 保 坂 展 人
別紙省略

◎世田谷区告示第562号
介護保険法（平成 9 年法律第123号）第82
条第 2 項の規定による指定居宅介護支援事
業の廃止の届出があったので、同法第85条
第 2 号の規定により告示する。
令和 7 年 9 月16日
世田谷区長 保 坂 展 人

1 事業所の名称 奉優会喜多見居

宅介護支援事業
所

2 事業所の所在地 東京都世田谷区
喜多見三丁目10
番15号

3 事業者の名称 社会福祉法人奉
優会

4 廃止届受理年月日 令和 7 年 8 月26
日

5 サービスの種類 居宅介護支援

◎世田谷区告示第563号
介護保険法（平成 9 年法律第123号）第115
条の 5 第 2 項の規定による指定介護予防支
援事業の廃止の届出があったので、同法第
115条の10第 2 号の規定により告示する。
令和 7 年 9 月16日
世田谷区長 保 坂 展 人

1 事業所の名称 奉優会喜多見居
宅介護支援事業
所

2 事業所の所在地 東京都世田谷区
喜多見三丁目10
番15号

3 事業者の名称 社会福祉法人奉
優会

4 廃止届受理年月日 令和 7 年 8 月26
日

5 サービスの種類 介護予防支援

◎世田谷区告示第564号
介護保険法（平成 9 年法律第123号）第78
条の 5 第 2 項の規定による指定地域密着型
サービス事業の廃止の届出があったので、
同法第78条の11第 2 号の規定により告示す
る。
令和 7 年 9 月16日
世田谷区長 保 坂 展 人

1 事業所の名称 宅老所ももちゃ
ん

2 事業所の所在地 東京都世田谷区
深沢五丁目25番
10号

3 事業者の名称 株式会社惣林舎

4 廃止届受理年月日 令和 7 年 8 月26
日

5 サービスの種類 地域密着型通所
介護

◎世田谷区告示第565号
介護保険法（平成 9 年法律第123号）第78
条の 5 第 2 項の規定による指定地域密着型
サービス事業の廃止の届出があったので、
同法第78条の11第 2 号の規定により告示す
る。
令和 7 年 9 月16日
世田谷区長 保 坂 展 人

1 事業所の名称 宅老所第二もも
ちゃん

2 事業所の所在地 東京都世田谷区
深沢五丁目25番
10号

3 事業者の名称 株式会社惣林舎

4 廃止届受理年月日 令和 7 年 8 月26
日

5 サービスの種類 地域密着型通所

介護

◎世田谷区告示第566号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条の
規定に基づき、特別区道路線の区域を次の
ように変更し、その供用を開始する。
この関係図面は、令和 7 年 9 月16日から
15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理
課において一般の縦覧に供する。
令和 7 年 9 月16日
世田谷区長 保 坂 展 人

1 認定番号
37－38

2 変更の区間
世田谷区桜上水二丁目695番29

3 変更の区域
延 長 12.00メートル
幅 員 1.16メートルから
1.24メートルまで
面 積 14.14平方メートル

4 供用開始の期日
令和 7 年 9 月16日

◎世田谷区告示第567号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第
2 項の規定に基づき、特別区道の供用を開
始する。
この関係図面は、令和 7 年 9 月19日から
15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理
課において一般の縦覧に供する。
令和 7 年 9 月19日
世田谷区長 保 坂 展 人

1 認定番号
(1) 28－1
(2) 28－1

2 変更の区間
(1) 世田谷区桜丘四丁目3187番 8 の内
(2) 世田谷区桜丘四丁目3187番 9 から
3187番 8 の内まで

3 変更の区域
(1) 延 長 38.53メートル
幅 員 0.62メートルから
0.63メートルまで
面 積 25.95平方メートル
(2) 延 長 76.22メートル
幅 員 0.62メートルから
0.64メートルまで
面 積 48.23平方メートル

4 供用開始の期日
令和 7 年 9 月19日

◎世田谷区告示第568号
建築基準法（昭和25年法律第201号）第42
条第 1 項第 4 号の規定により、次のとおり
道路の指定をした。
なお、関係図面は、世田谷区防災街づく
り担当部建築安全課において縦覧に供する。
令和 7 年 9 月19日
世田谷区長 保 坂 展 人

1 指定番号 第205号

2 指定年月日 令和 7 年 9 月
18日

3 指定する道路の種別 特別区道

4 道路の区域 世田谷区若林
五丁目352番
5 の内から

352番7の内 まで 5 道路の幅員 7.72メートル から7.82メー トルまで 6 道路の延長 12.06メートル	28-1 2 変更の区間 世田谷区喜多見六丁目2779番7 3 変更の区域 延 長 37.46メートル 幅 員 1.89メートル 面 積 70.72平方メートル 4 供用開始の期日 令和7年9月24日	延 長 2.20メートル 幅 員 1.11メートルから 1.25メートルまで 面 積 2.58平方メートル 4 供用開始の期日 令和7年9月24日
◎世田谷区告示第569号 世田谷区みどりの基本条例（平成17年3月世田谷区条例第13号）第13条第1項の規定に基づく保存樹木等の指定の解除について別紙のように告示する。 令和7年9月22日 世田谷区長 保 坂 展 人 別紙省略	◎世田谷区告示第574号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和7年9月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年9月24日 世田谷区長 保 坂 展 人	◎世田谷区告示第577号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和7年9月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年9月26日 世田谷区長 保 坂 展 人
◎世田谷区告示第570号 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり道路の指定の変更をした。 なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。 令和7年9月22日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 指定変更番号 第2951号 2 指定変更年月日 令和7年9月19日 3 指定変更の位置 世田谷区深沢七丁目127番27の一部、 127番28の一部、 127番40の一部、 127番51の一部 4 道路の幅員 4.00メートル 5 道路の延長 変更前 15.10メートル 変更後 18.34メートル 6 申請者氏名 株式会社イーカム 代表取締役 角田 満	1 認定番号 28-1 2 変更の区間 世田谷区喜多見三丁目4202番2 3 変更の区域 延 長 14.64メートル 幅 員 1.61メートルから 1.63メートルまで 面 積 23.82平方メートル 4 供用開始の期日 令和7年9月24日	1 認定番号 36-20 2 変更の区間 世田谷区祖師谷六丁目679番82 3 変更の区域 延 長 3.50メートル 幅 員 1.00メートル 面 積 3.50平方メートル 4 供用開始の期日 令和7年9月26日
◎世田谷区告示第571号 令和7年3月31日世田谷区告示第228号の一部を次のように改正する。 令和7年9月22日 世田谷区長 保 坂 展 人 告示中「正本」を「正本又は写し（電子送付の場合に限る。）」に改める。	◎世田谷区告示第575号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。 この関係図面は、令和7年9月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年9月24日 世田谷区長 保 坂 展 人	◎世田谷区告示第578号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。 この関係図面は、令和7年9月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年9月26日 世田谷区長 保 坂 展 人
◎世田谷区告示第572号 令和7年3月31日世田谷区告示第230号の一部を次のように改正する。 令和7年9月22日 世田谷区長 保 坂 展 人 告示中「正本」を「正本又は写し（電子送付の場合に限る。）」に改める。	1 認定番号 20-6 2 供用開始の区間 世田谷区船橋一丁目127番18 3 供用開始の区域 延 長 15.83メートル 幅 員 0.99メートルから 1.00メートルまで 面 積 15.84平方メートル 4 供用開始の期日 令和7年9月24日	1 認定番号 28-1 2 変更の区間 世田谷区若林三丁目213番12から 213番11まで 3 変更の区域 延 長 9.16メートル 幅 員 1.62メートルから 1.63メートルまで 面 積 14.96平方メートル 4 供用開始の期日 令和7年9月26日
◎世田谷区告示第573号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和7年9月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年9月24日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 認定番号	◎世田谷区告示第576号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和7年9月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年9月24日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 認定番号 58-1 2 変更の区間 世田谷区瀬田五丁目306番15 3 変更の区域	◎世田谷区告示第579号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和7年9月26日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和7年9月26日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 認定番号 36-5 2 変更の区間 世田谷区桜上水四丁目429番272の内 3 変更の区域 延 長 4.55メートル 幅 員 0.19メートルから

面積 0.20メートルまで 0.91平方メートル																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
--------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

世 田 谷 区 公 報

令和 7 年10月20日（第775号）

3 変更の区域 延 長 7.33メートル 幅 員 0.36メートル 面 積 2.65平方メートル 4 供用開始の期日 令和 7 年 9 月30日	延 長 20.86メートル 幅 員 1.51メートル 面 積 31.75平方メートル 4 供用廃止の期日 令和 7 年 9 月30日	1.17メートルまで 面 積 14.68平方メートル 4 供用開始の期日 令和 7 年 9 月30日
◎世田谷区告示第590号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を廃止する。 この関係図面は、令和 7 年 9 月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和 7 年 9 月30日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 認定番号 28－1 2 変更により廃止する区間 世田谷区船橋一丁目334番20地先無番 3 変更により廃止する区域	◎世田谷区告示第591号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和 7 年 9 月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。 令和 7 年 9 月30日 世田谷区長 保 坂 展 人 1 認定番号 28－1 2 変更の区域 世田谷区瀬田五丁目173番16 3 変更の区域 延 長 13.76メートル 幅 員 0.88メートルから	◎世田谷区告示第592号 道路掘削復旧工事監督事務費及び道路掘削復旧費の徴収単価について 令和 7 年 9 月30日 世田谷区長 保 坂 展 人 世田谷区道路占用規則（昭和52年10月世田谷区規則第38号）第17条の規定に基づく道路掘削復旧工事監督事務費及び道路掘削復旧費の徴収単価（令和 6 年 9 月30日世田谷区告示第597号）の全部を次のように改正する。 ただし、令和 7 年 9 月30日以前に掘削復旧面積又は掘削復旧延長を確認したものについては、なお従前の例による。 附 則 この告示は、令和 7 年10月 1 日から施行する。

道路掘削復旧工事監督事務費及び道路掘削復旧費の徴収単価					(令和 7 年10月)			上段＝昼間			下段＝夜間		
歩車 道別	工 種			単 位	道路掘削復旧工事監督事務費 徴収単価(円)			道路掘削復旧費 徴収単価(円)					
					A	B	C	A	B	C			
車道	1	砂利道	12型	㎡	180	130	同左	3,578	2,640	2,520			
					250	180	170	4,931	3,633	3,480			
車道	2	アスファルトコンクリート舗装	20型	㎡	1,830	1,360	610	36,698	27,131	12,240			
					2,410	1,780	690	48,251	35,509	13,778			
車道	3	アスファルトコンクリート舗装	25型	㎡	3,430	2,530	910	68,542	50,673	18,262			
					4,630	3,410	1,020	92,531	68,105	20,498			
車道	4	アスファルトコンクリート舗装	40型	㎡	4,440	3,290	1,250	88,876	65,716	24,960			
					5,990	4,410	1,420	119,727	88,102	28,364			
車道	5	アスファルトコンクリート舗装	55型	㎡	5,580	4,130	1,740	111,589	82,516	34,756			
					7,420	5,460	1,970	148,473	109,265	39,382			
車道	6	アスファルトコンクリート舗装	60型	㎡	6,430	4,750	2,020	128,596	95,084	40,385			
					8,450	6,220	2,220	169,091	124,429	44,411			
車道	7	アスファルトコンクリート舗装 (透水性)	20型	㎡	2,230	1,780	560	44,692	35,551	11,243			
					3,090	2,420	650	61,713	48,388	13,044			
車道	8	アスファルトコンクリート舗装 (透水性)	25型	㎡	3,110	2,470	870	62,227	49,490	17,492			
					4,220	3,310	990	84,331	66,121	19,706			
車道	9	アスファルトコンクリート舗装 (透水性)	35型	㎡	3,790	3,010	1,130	75,742	60,249	22,673			
					5,130	4,020	1,300	102,516	80,385	26,002			
車道	10	インターロッキングブロック舗装		㎡	3,860	2,990	2,650	77,274	59,777	53,042			
					4,840	3,700	3,280	96,808	73,994	65,555			
車道	11	タイル舗装		㎡	4,280	2,770	同左	85,558	55,459	同左			
					5,960	3,810	同左	119,157	76,176	同左			
歩道	12	アスファルトコンクリート舗装		㎡	1,170	870	同左	23,487	17,367	同左			
					1,560	1,150	同左	31,124	22,909	同左			
歩道	13	アスファルトコンクリート舗装 (透水性)		㎡	1,900	1,410	同左	38,062	28,156	同左			
					2,530	1,860	同左	50,673	37,287	同左			
歩道	14	コンクリート平板舗装		㎡	2,610	1,930	同左	52,178	38,585	同左			
					3,210	2,360	同左	64,113	47,182	同左			
歩道	15	歩道インターロッキングブロック舗装		㎡	2,400	1,690	同左	47,913	33,818	同左			
					2,970	2,100	同左	59,476	41,913	同左			
歩道	16	歩道インターロッキングブロック舗装 (透水性)		㎡	2,880	2,050	同左	57,524	40,920	同左			
					3,610	2,560	同左	72,185	51,273	同左			
歩道	17	歩道インターロッキングブロック舗装 乗入れ部		㎡	3,970	2,850	同左	79,396	57,011	同左			
					5,160	3,700	同左	103,265	74,051	同左			
歩道	18	歩道タイル舗装		㎡	4,440	3,400	同左	88,707	67,946	同左			
					5,320	3,990	同左	106,444	79,822	同左			
歩道	19	歩道乗入れ舗装 (セメコン) 30型		㎡	3,690	2,730	同左	73,713	54,502	同左			
					5,230	3,850	同左	104,640	77,007	同左			
歩道	20	歩道乗入れ舗装 (セメコン) 40型		㎡	4,510	3,340	同左	90,262	66,742	同左			
					6,380	4,700	同左	127,625	93,916	同左			

歩道	21	歩道乗入れ舗装	(アスコン)	35型	㎡	3,690 4,990	2,730 3,670	同左 同左	73,887 99,753	54,622 73,418	同左 同左
歩道	22	歩道乗入れ舗装	(アスコン)	50型	㎡	5,310 7,030	3,920 5,180	同左 同左	106,156 140,662	78,491 103,516	同左 同左
その他	23	街きょ			m	5,560 6,930	4,110 5,100	3,270 3,910	111,207 138,600	82,222 102,000	65,378 78,142
その他	24	L 形側溝			m	3,430 4,710	2,540 3,470	同左 同左	68,684 94,167	50,782 69,305	同左 同左
その他	25	U 形側溝			m	3,430 4,710	2,540 3,470	同左 同左	68,684 94,167	50,782 69,305	同左 同左
その他	26	歩道止石			m	2,240 3,140	1,660 2,310	同左 同左	44,891 62,836	33,196 46,233	同左 同左
その他	27	境石			m	1,560 2,190	1,150 1,610	同左 同左	31,102 43,865	23,007 32,280	同左 同左
その他	28	区画線	幅15cm		m	60 80	50 60	同左 同左	1,265 1,604	938 1,178	同左 同左
その他	29	舗装切断	厚さ15cm以下		m	120 150	90 120	同左 同左	2,313 2,997	1,830 2,353	同左 同左
その他	30	舗装切断	厚さ15cmを超え30cm以下		m	240 300	190 230	同左 同左	4,896 5,985	3,871 4,691	同左 同左
その他	31	公共基準点復旧	2 級点	(測量費)	個	26,100 26,100	同左 同左	同左 同左	522,053 522,053	同左 同左	同左 同左
その他	32	公共基準点復旧	3 級点	(測量費)	個	10,000 10,000	同左 同左	同左 同左	200,041 200,041	同左 同左	同左 同左

- 1 徴収単価の適用については、掘削復旧面積又は掘削復旧延長に従い、次に定めるところによる。ただし、この徴収単価により難いものについては別途算出した単価による。
- A 掘削復旧面積が20㎡までのもの又は掘削復旧延長が20mまでのもの
- B 掘削復旧面積が20㎡を超え500㎡までのもの又は掘削復旧延長が20mを超え500mまでのもの
- C 掘削復旧面積が500㎡を超えるもの又は掘削復旧延長が500mを超えるもの
- 2 昼夜連続施工の場合の掘削復旧費及び掘削復旧工事監督事務費の単価は、それぞれ昼間単価に夜間単価を加えた額の 2 分の 1 とする。
- 3 本表は令和 7 年10月 1 日以後の道路占用工事立会検査から適用する。

公 告

◎世田谷区公告第64号

公文書及び特定重要公文書の管理状況の公表について

世田谷区公文書管理条例（令和 2 年 3 月世田谷区条例第 4 号）第 9 条及び第27条の規定により、令和 6 年度の公文書及び特定重要公文書の管理の状況を次のとおり公表する。

令和 7 年 9 月 1 日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 文書事務の実施機関
区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び議会
- 2 公文書の作成等の状況（総合文書管理システム上の件数）
- (1) フォルダ等の作成 191,206件
- (2) 文書の収受 48,867件
- (3) 起案文書の作成 114,613件
- 3 職員を対象とした公文書の管理に関する研修の実施状況

研修名	受講対象者	受講者数
採用 1 年目文書	新規採用職員	277名
文書（システム入門）	希望する職員（初心者）	63名
文書（フェイリング）	文書担当者及び希望する職員	84名
文書（監督者）	文書主任及び希望する係長職職員	21名

- 4 公文書の管理に関する点検の実施状況

(1) 点検の概要

公文書の作成又は収受及び保管の状況について、各部署において自己点検を実施したほか、複数の部署に対して、区政情報課の職員による実地での点検を実施した。また、文書事務に携わる全職員を対象に、文書事務のセルフチェック（文書事務全般に関する理解度チェック）を実施した。

(2) 主な点検の内容

- ① 公文書が適切に作成又は収受されているか。
- ② フォルダ等が適切に作成され、公文書が適正に管理されているか。

(3) 点検の結果

公文書の管理状況は概ね良好であり、起案文書の電子決定も適切に実施されてきたが、総合文書管理システムへの誤入力等が見受けられた。

(4) 点検の結果を受けての対応

総合文書管理システムへの誤入力の訂正等必要な措置を行った上で、再発防止策を講じる等事務の改善を指導した。

5 特定重要公文書の管理状況

- (1) 特定重要公文書の保存 406件
- (2) 特定重要公文書の利用 7 件

◎世田谷区公告第65号

国土調査法による地図及び簿冊の作成公告

世田谷区喜多見三丁目の一部の土地について、国土調査法（昭和26年法律第180号）

による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第 1 項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

令和 7 年 9 月 2 日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 地図及び簿冊の名称
世田谷区喜多見三丁目の一部 地籍図
世田谷区喜多見三丁目の一部 地籍簿
- 2 地図は、令和元年10月に測量、簿冊は、同年11月 1 日現在の状況により調査して作成したものである。
- 3 閲覧期間
令和 7 年 9 月 2 日から同年 9 月 22 日まで
- 4 閲覧場所及び閲覧時間
二子玉川分庁舎 A 棟 2 階 A26窓口（世田谷区玉川一丁目20番 1 号）
平日午前10時から午後 3 時までの間とする。
- 5 閲覧の結果、誤り等があると認める場合は、上記の閲覧期間内に、世田谷区長に対し、その旨の申出をすることができる。
- 6 誤り等申出書の用紙は、請求に基づき閲覧場所で交付する。

◎世田谷区公告第66号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第 2 項の規定により定められた世田谷区街づくり条例（平成 7 年 3 月世田谷区条例

第17号）第18条第1項の規定に基づき、地区計画の原案を次のとおり公告するとともに、公衆の縦覧に供する。

なお、その原案に係る区域内の土地の所有者及び利害関係人は、縦覧開始の日から3週間以内に、本地区計画の原案に対する意見を区長に対し、文書により提出することができる。

令和 7 年 9 月 5 日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 地区計画等の種類
地区計画
- 2 地区計画等の名称
外環道東名ジャンクション周辺地区地区計画
- 3 地区計画等の位置及び区域
世田谷区喜多見三丁目、喜多見五丁目、喜多見六丁目、喜多見七丁目、宇奈根三丁目、大蔵五丁目及び大蔵六丁目各地内
- 4 地区計画等の原案の縦覧場所
世田谷区砧総合支所街づくり課
- 5 縦覧期間
令和 7 年 9 月 5 日から同月19日まで
- 6 意見書の提出先
世田谷区砧総合支所街づくり課
- 7 意見書の提出期間
令和 7 年 9 月 5 日から同月26日まで

◎世田谷区公告第67号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第2項の規定により定められた世田谷区街づくり条例（平成 7 年 3 月世田谷区条例第17号）第18条第1項の規定に基づき、地区計画の変更原案を次のとおり公告するとともに、公衆の縦覧に供する。

なお、その変更原案に係る区域内の土地の所有者及び利害関係人は、縦覧開始の日から3週間以内に、本地区計画の変更原案に対する意見を区長に対し、文書により提出することができる。

令和 7 年 9 月 5 日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 地区計画等の種類
地区計画
- 2 地区計画等の名称
世田谷西部地域喜多見地区地区計画
- 3 地区計画等の位置及び区域
世田谷区喜多見一丁目、喜多見二丁目、喜多見三丁目、喜多見四丁目、喜多見五丁目及び喜多見七丁目各地内
- 4 地区計画等の変更原案の縦覧場所
世田谷区砧総合支所街づくり課
- 5 縦覧期間
令和 7 年 9 月 5 日から同月19日まで
- 6 意見書の提出先
世田谷区砧総合支所街づくり課
- 7 意見書の提出期間
令和 7 年 9 月 5 日から同月26日まで

◎世田谷区公告第68号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第2項の規定により定められた世田谷区街づくり条例（平成 7 年 3 月世田谷区条例第17号）第18条第1項の規定に基づき、地区計画の変更原案を次のとおり公告するとともに、公衆の縦覧に供する。

なお、その変更原案に係る区域内の土地の所有者及び利害関係人は、縦覧開始の日から3週間以内に、本地区計画の変更原案に対する意見を区長に対し、文書により提出することができる。

令和 7 年 9 月 5 日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 地区計画等の種類
地区計画
- 2 地区計画等の名称
世田谷西部地域宇奈根地区地区計画
- 3 地区計画等の位置及び区域
世田谷区宇奈根一丁目、宇奈根二丁目、宇奈根三丁目、鎌田四丁目及び大蔵六丁目各地内
- 4 地区計画等の変更原案の縦覧場所
世田谷区砧総合支所街づくり課
- 5 縦覧期間
令和 7 年 9 月 5 日から同月19日まで
- 6 意見書の提出先
世田谷区砧総合支所街づくり課
- 7 意見書の提出期間
令和 7 年 9 月 5 日から同月26日まで

◎世田谷区公告第69号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第2項の規定により定められた世田谷区街づくり条例（平成 7 年 3 月世田谷区条例第17号）第18条第1項の規定に基づき、地区計画の変更原案を次のとおり公告するとともに、公衆の縦覧に供する。

なお、その変更原案に係る区域内の土地の所有者及び利害関係人は、縦覧開始の日から3週間以内に、本地区計画の変更原案に対する意見を区長に対し、文書により提出することができる。

令和 7 年 9 月 5 日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 地区計画等の種類
地区計画
- 2 地区計画等の名称
世田谷西部地域大蔵・岡本・鎌田・瀬田地区地区計画
- 3 地区計画等の位置及び区域
世田谷区瀬田四丁目、瀬田五丁目、鎌田三丁目、鎌田四丁目、岡本一丁目、岡本二丁目、岡本三丁目及び大蔵六丁目各地内
- 4 地区計画等の変更原案の縦覧場所
世田谷区砧総合支所街づくり課
- 5 縦覧期間
令和 7 年 9 月 5 日から同月19日まで
- 6 意見書の提出先
世田谷区砧総合支所街づくり課
- 7 意見書の提出期間

令和 7 年 9 月 5 日から同月26日まで

◎世田谷区公告第70号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第2項の規定により定められた世田谷区街づくり条例（平成 7 年 3 月世田谷区条例第17号）第18条第1項の規定に基づき、地区計画の変更原案を次のとおり公告するとともに、公衆の縦覧に供する。

なお、その変更原案に係る区域内の土地の所有者及び利害関係人は、縦覧開始の日から3週間以内に、本地区計画の変更原案に対する意見を区長に対し、文書により提出することができる。

令和 7 年 9 月 5 日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 地区計画等の種類
地区計画
- 2 地区計画等の名称
世田谷西部地域大蔵・喜多見地区地区計画
- 3 地区計画等の位置及び区域
世田谷区大蔵五丁目、喜多見五丁目及び喜多見六丁目各地内
- 4 地区計画等の変更原案の縦覧場所
世田谷区砧総合支所街づくり課
- 5 縦覧期間
令和 7 年 9 月 5 日から同月19日まで
- 6 意見書の提出先
世田谷区砧総合支所街づくり課
- 7 意見書の提出期間
令和 7 年 9 月 5 日から同月26日まで

◎世田谷区公告第71号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第2項の規定により定められた世田谷区街づくり条例（平成 7 年 3 月世田谷区条例第17号）第18条第1項の規定に基づき、地区計画の変更原案を次のとおり公告するとともに、公衆の縦覧に供する。

なお、その変更原案に係る区域内の土地の所有者及び利害関係人は、縦覧開始の日から3週間以内に、本地区計画の変更原案に対する意見を区長に対し、文書により提出することができる。

令和 7 年 9 月 5 日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 地区計画等の種類
地区計画
- 2 地区計画等の名称
田直地区地区計画
- 3 地区計画等の位置及び区域
世田谷区大蔵五丁目地内
- 4 地区計画等の変更原案の縦覧場所
世田谷区砧総合支所街づくり課
- 5 縦覧期間
令和 7 年 9 月 5 日から同月19日まで
- 6 意見書の提出先
世田谷区砧総合支所街づくり課
- 7 意見書の提出期間
令和 7 年 9 月 5 日から同月26日まで

◎世田谷区公告第72号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の4第1項の規定に基づき地籍調査を次のとおり実施するので、同法第7条の規定により公告する。

令和7年9月19日

世田谷区長 保坂展人

- 事業計画が定められた年月日
令和7年4月1日
- 調査を実施する者の名称
世田谷区
- 調査地域
世田谷区喜多見五丁目の一部
世田谷区若林二丁目の一部
世田谷区赤堤二丁目の一部

4 調査面積
0.14平方キロメートル

5 調査内容
地籍調査

6 調査期間
令和7年9月19日から令和8年3月6日まで

◎世田谷区公告第73号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づき、各種予防接種を次のとおり実施するので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定により公告する。

令和7年9月30日

世田谷区長 保坂展人

- 予防接種の種類、予防接種の対象者、予防接種を行う期間及び予防接種を受けるに当たって注意すべき事項
別紙のとおり
- 予防接種を行う場所
別紙のとおり

別紙省略

規 則（教）

次に掲げる規則を公布する。

令和7年9月26日

世田谷区教育委員会

世田谷区教育委員会規則第20号

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会規則第21号

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会規則第22号

世田谷区立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会規則第23号

世田谷区立幼稚園預かり保育規則の一部を改正する規則

世田谷区教育委員会規則第24号

世田谷区立学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

世田谷区教育委員会規則第25号

世田谷区立学校設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

幼稚園教育職員の期末手当に関する

規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の期末手当に関する規則（平成12年3月世田谷区教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項各号列記以外の部分中「及び第11号」を「から第13号まで」に改め、同項中第13号を第15号とし、第12号を第14号とし、第11号の次に次の2号を加える。

(12) 育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（以下「育児部分休業」という。）をしている職員として在職した期間

(13) 勤務時間条例第18条の3に規定する子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」という。）により勤務しない期間

第5条第5項中「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」を「育児部分休業」に改め、「勤務時間条例第18条の3に規定する」を削る。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則（平成12年3月世田谷区教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項各号列記以外の部分中「もって1日（第10号及び第11号）」を「もって1日（第10号から第13号まで）」に、「第15号」を「第17号」に、「（1日（第10号及び第11号）」を「（1日（第10号から第13号まで）」に改め、同項中第18号を第20号とし、第12号から第17号までを2号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の2号を加える。

(12) 育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（以下「育児部分休業」という。）をしている職員として在職した期間

(13) 勤務時間条例第18条の3に規定する子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」という。）により勤務しない期間

第5条第5項中「勤務時間条例第18条の3に規定する子育て部分休暇（以下「子育て部分休暇」という。）を「子育て部分休業」に、「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）を「育児部分休業」に改め、同条第6項中「介護休暇」の次に「、育児部分休業又は子育て部分休暇」を加え、「、日」を「、それぞれ日」に改め、「育児短時間勤務職員等として在職した期間」の次に「において介護休暇により勤務しない期間」を、「定年再任用短時間勤務職員として在職した期間」の次に「において介護休暇、育児部分休業又は子育て部分休暇により勤務しない期間」を加え、「合計した時間を勤務時間条例」を「それぞれ合計した時間を勤務時間条例」に改め、同条第7項中「、介護時間、子育て部分休暇又は部分休業」を「、介護時間」に、「それぞれ7時間45分」を「7時間45分」に改め、「において介護時間により勤務しない時間」及び「において介護時間、子育て部分休暇又は部分休業により勤務しない時間」を削り、「それぞれ合計した」を「合計

した」に改める。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

世田谷区立幼稚園管理運営規則の一部を改正する規則

世田谷区立幼稚園管理運営規則（昭和41年3月世田谷区教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「抽選による」を削る。
別表2の部世田谷区立三島幼稚園の項及び世田谷区立中町幼稚園の項中「68人」を「34人」に改め、同部世田谷区立砧幼稚園の項を次のように改める。

世田谷区立砧幼稚園	34人	68人
-----------	-----	-----

附 則

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第11条第2項の改正規定及び次項の規定は、令和7年11月1日から施行する。

2 この規則による改正後の別表2の部に規定する定員に係る世田谷区立三島幼稚園、世田谷区立中町幼稚園及び世田谷区立砧幼稚園への入園の申込み、承諾その他の手続は、令和8年4月1日前においても行うことができる。

世田谷区立幼稚園預かり保育規則の一部を改正する規則

世田谷区立幼稚園預かり保育規則（平成21年7月世田谷区教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「34人から当該預かり保育提供認定子ども園に係る世田谷区立幼稚園管理運営規則（昭和41年3月世田谷区教育委員会規則第7号。第6条において「規則」という。）別表に定める2号認定の定員の人数を減じた人数」を「24人」に改め、同条第2号中「25人」を「別表に定める人数」に改める。

第6条第1項第1号中「規則」を「世田谷区立幼稚園管理運営規則（昭和41年3月世田谷区教育委員会規則第7号。次号において「規則」という。）」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第4条関係）

校名	定員
世田谷区立三島幼稚園	計25人
世田谷区立中町幼稚園	
世田谷区立給田幼稚園	25人
世田谷区立松丘幼稚園	計25人
世田谷区立桜丘幼稚園	
世田谷区立砧幼稚園	25人
世田谷区立八幡山幼稚園	25人

附 則

1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 第4条第1号及び第6条第1項第1号の改正規定 公布の日
- 次項の規定 令和8年3月1日

- (3) 前 2 号に掲げる規定以外の規定 令和 8 年 4 月 1 日
- 2 この規則による改正後の別表に規定する定員に係る世田谷区立幼稚園預かり保育規則第 2 条に規定する提供園における同規則第 1 条に規定する預かり保育の利用の申込み、承諾その他の手続は、令和 8 年 4 月 1 日前においても行うことができる。

世田谷区立学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
世田谷区立学校設置条例の一部を改正する条例(令和 5 年 9 月世田谷区条例第58号)の施行期日は、令和 8 年 4 月 1 日とする。

世田谷区立学校設置条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則
世田谷区立学校設置条例の一部を改正する条例(令和 6 年 6 月世田谷区条例第38号)附則第 2 号に掲げる改正規定の施行期日は、令和 8 年 4 月 1 日とする。

告 示 (選)

◎世田谷区選挙管理委員会告示第39号
公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の規定により本区の選挙人名簿から抹消した者のうち、同条第 4 号の規定に該当するものを別紙のとおり告示する。

令和 7 年 9 月 1 日

世田谷区選挙管理委員会
別紙省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第40号
地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第 1 項、第75条第 1 項、第76条第 1 項、第80条第 1 項、第81条第 1 項及び第86条第 1 項、市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第 4 条第 1 項及び第11項並びに第 5 条第 1 項及び第15項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第 8 条第 1 項の規定における令和 7 年 9 月 1 日調製の選挙人名簿登録者総数の50分の 1 の数、6 分の 1 の数及び40万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数は次のとおりである。

令和 7 年 9 月 1 日

世田谷区選挙管理委員会

50分の 1 の数	15,575
6 分の 1 の数	129,787
40万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数	196,454

◎世田谷区選挙管理委員会告示第41号
選挙人名簿の抄本及び在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況について、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の 4 第 7 項(第30条の12において準用する場合を含む。)の規定に基づき、別紙のとおり公表する。

令和 7 年 9 月 1 日

世田谷区選挙管理委員会
別紙省略

告 示 (農)

◎世田谷区農業委員会告示第 9 号

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第27条第 1 項の規定に基づき、第26回世田谷区農業委員会総会を次のとおり開催する。

令和 7 年 9 月22日

世田谷区農業委員会会長

穴 戸 幸 男

- 1 開催日時 令和 7 年 9 月29日(月)
午後 4 時
- 2 開催場所 三茶しゃれなあどホール
6 階 スワン・ビーナス

3 審議事項

- (1) 第 1 号議案 農地法に基づく許可申請について
- (2) 第 2 号議案 農地法に基づく転用届出について
- (3) 第 3 号議案 その他の事項について

告 示 (監)

◎世田谷区監査委員告示第 9 号

住民監査請求に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

令和 7 年 9 月11日

世田谷区監査委員 市 川 穰
同 和 田 秀 壽
同 藤 井 真 尚

- 第1 請求の受付

1 請求人 世田谷区 A
- 2 請求書の提出

令和7年7月9日
- 3 請求の内容

請求人が提出した「世田谷区職員措置請求書」（以下「本件請求」という。）（別紙）による請求の要旨及び措置請求の内容は次のとおりである。

(1) 請求の要旨

世田谷区では区職員の給与の支給に際し、職員が希望する場合には口座振込にすることができるとし、さらに「給与の口座振込に関する要綱（平成元年8月世入発第189号）」（以下「本件要綱」という。）を根拠に、振込先として2つの口座を指定できる運用（以下「2口座制」という。）を行っている。

給与は、現金での直接支給が原則であるが、区長は、職員からの申し出があった場合には例外的措置として口座振込を認めている。この際、希望する職員には区職員が任意で指定できる2つ目の給与振込口座（以下「第2口座」という。）への振込も認めているが、みずほ銀行及びみずほ信託銀行以外の金融機関の口座に対しては1口座当たり33円の振込手数料が発生しているところ、第2口座については使用目的の指定がなく、職員が個人の貯蓄や趣味、借金返済などの私的用途に自由に使用できる状況となっており、このような個人的利用のための振込手数料を公金で負担することとは法的根拠を欠く利益供与にあたり違法である。

そのため、世田谷区長、当該振込手数料の支出に関する管理・監督責任者及び本件要綱に基づき給与の口座振込に第2口座を利用している職員に対し、この費用負担について過去1年分の返還を求める。

また、本件要綱には、違法な項目が多数含まれていることから、本件要綱の違法性の確認も求める。

- (2) 事実証明書

・ 令和7年7月9日付け「陳述書」（資料1）
なお、請求人から以下の資料が令和7年7月30日付けで提出されたため、合議の結果、これらを追加資料として取り扱うこととした。
・ 「給与の口座振込に関する要綱（昭和62年2月施行）」（資料2）
・ 「給与の口座振込に関する要綱（本件要綱）」（資料3）
・ 「世田谷区の公金の収納及び支払に関する事務並びに預金の取扱い等に関する契約書の一部を改正する契約書（令和7年4月1日）」（資料4）
- 4 監査執行上の除斥

監査委員大塚勇は、「地方自治法（昭和22年法律第67号）」（以下「自治法」という。）第199条の2の規定により除斥した。

世田谷区職員措置請求監査結果

[区職員の給与振込手数料の支出に関する件]

令和7年9月
世田谷区監査委員

5 請求の要件審査
本件請求については、自治法第24・2条所定の要件を具備した請求が含まれていると認め、令和7年7月9日付けでこれを受理した。

第2 監査の実施
1 監査対象事項
監査の実施に当たっては、総務部が毎月行っている給与の支給を監査請求の対象行為を構成する要素として特定できるものと捉え、請求人の請求に基づき監査対象事項は次のとおりとした。

【監査対象事項】
区は、職員等の給与（以下「給与」という。）について、申し出のある場合には口座振替の方法で支給し、それに必要な口座振替手数料（以下「振込手数料」という。）を支出しているが、本件要綱に基づき、希望する職員等に対しては振込口座を二つまで指定させ、第2口座への振込手数料も区が支出していることが、条例に基づかない支出であり、法的根拠のない違法な支出にあたり、利益供与に該当するものとして、職員等に対する返還請求が認められるか。

2 請求人の陳述
自治法第24・2条第7項に基づく陳述については、請求人から陳述を行わない旨の申し出があったため、実施していない。

3 監査対象部
総務部及び会計室を監査対象部とした。

4 監査対象部からの見解
監査対象部からは、本件請求に対する令和7年8月12日付け弁明書を受理した。弁明書の要旨は以下のとおりである。

(1) 給与の口座振込制度の概要
① 根拠規定
給与については、「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」（以下「地公法」という。）第24条第5項において条例で定めることと規定されており、区は、「職員の給与に関する条例（昭和26年10月条例第11号）」（以下「給与条例」という。）を定めている。
給与は、地公法第25条第2項及び給与条例第3条の規定により、全額現金で直接本人に支払わなければならないとされているが、給与条例第3条ただし書において、職員から申し出のある場合には、口座振替の方法により支払うことができる」と規定している。
また、「職員の給与に関する条例施行規則（昭和38年7月規則第10号）」（以下「給与条例施行規則」という。）第1条の2において、口座振替の申し出に必要な事項と合わせて、同条第3項において、

給与振込の実施に関し必要な事項は、任命権者が定めると規定している。
これを受けて、給与振込の実施に関し必要な事項を定めることを目的として、「給与の口座振込に関する要綱（昭和62年2月施行）」（資料2）を定めており、ここでは、口座振込を希望する職員は、本人名義の普通預金口座または当座預金口座のうち2口座まで指定することができると規定している。

なお、本要綱は、2口座制の規定を維持しつつ一部改正され（資料3）、平成元年11月1日から施行された（本件要綱）。

② 2口座制導入の背景
給与を現金で支給するには、運搬、仕分け、袋詰めなど、多くの職員が携わる必要があるだけでなく、多大な経費や現金取扱いのリスクがかかっていたことから、これを回避し、事務の合理化や事故防止を図るために、上記のとおり区では昭和62年2月より給与の口座振込を開始した。

口座振込は、本人からの申し出がなければ行うことができないことから、口座振込の普及率を向上させることで給与事務の軽減を図るため、振込口座を2つまで指定することができると給与条例施行規則第1条の2第3項に基づき、要綱により定めたものである。

③ 請求人の主張に対する所管部の見解

ア 第2口座に係る振込手数料の公金支出は法的根拠を欠くという主張について

地公法、給与条例及び給与条例施行規則のいずれにおいても、給与の振込口座について1つの口座に限定する規定はなく、給与条例施行規則第1条の2第3項の規定に基づき、2つの口座まで指定できる旨の要綱を定めた上で支給しているものであり、法的根拠なく支給しているという主張は当てはまらない。

イ 第2口座に係る振込手数料の公金支払は利益供与にあたり違法な支出であるとの主張について

給与の振込手数料については、民法第484条及び第485条により、弁済の費用について別段の意思表示がないときは、その費用は、債務者の負担とされているところ、条例・規則において弁済の費用について特段の定めがないことから、振込手数料は債務者である区が負担すべきものであり、2つの口座を利用している職員から1つの口座分の口座振込手数料を返還させることは、むしろ民法の規定に反することとなり、請求人の主張は受け入れられない。

ウ 本件要綱には「違法な項目」が多数含まれているとの主張について
上述のとおり、本件要綱は給与条例施行規則の規定に基づき定められたものであり、違法性はないものと考ええる。過去の裁判例（東京地方裁判所平成21年（行ウ）第189号損害賠償（住民訴訟）請求事件）においても、区と同様に、条例・規則の規定に基づき定めら

¹ 自治法第172条第2項及び地公法第6条第1項により、区職員の任命権者は区長である。

れた要綱を根拠として2つ目の口座に関する振込手数料を債務者が負担することには違法性は認められないとされている。
区としては給与条例及び給与条例施行規則に基づき規定した本件要綱には違法性はないものと考える。

(2) 給与の支給及び振込手数料の支出

① 給与の支給に係る根拠
出納機関である会計管理者は、自治法第170条第2項において、職務権限の一つとして、支出負担行為に関する確認を行うことを規定している。

さらに、同法第232条の4第1項では、会計管理者は、普通地方公共団体の長の政令で定めるところによる命令がなければ、支出することができない、第2項で会計管理者は、前項の命令を受けた場合において、当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ、支出することができないと規定されている。以上の規定については、本区では、「世田谷区会計事務規則（昭和40年3月規則第9号）」（以下「会計事務規則」という。）にも定め、運用を行っている。

給与の支給については、地公法第25条に基づき、本区においては、給与条例及び給与条例施行規則に基づき行われているとの認識により、会計手続きを行っている。

② 給与の支給に係る振込手数料

給与の支給に係る振込手数料については、地方公共団体である区と指定金融機関等との契約等において、経費負担について定めており、この契約に基づき負担している。公金取扱手数料に関しては、特別区での統一事項のため、改定等がある場合は、指定金融機関は各区へ改定の周知等を行っている。給与振込手数料は、平成18年4月から有償化となった。

本区においては、指定金融機関であるみずほ銀行との間で「世田谷区の公金の収納及び支払に関する事務並びに預金の取扱い等に関する契約書の一部を改正する契約書（令和7年4月1日）」（資料4。以下「支払事務等契約書」という。）を締結している。

出納機関としての会計室は、各所管からの収入及び支出の命令を受けて指定金融機関を通して執行しているが、振込手数料を含む公金取扱手数料に関しては、支払事務等契約書に基づき、執行・取組の実績に並び、指定金融機関からの請求により、会計室で一括して支払っている。

なお、本契約に該当する手数料については会計室が毎年度当初予算に計上している。

給与の支給における口座振替払については、会計事務規則第77条に基づき、指定金融機関又は区長が指定する金融機関の店舗に、普通預金口座、通常貯金口座、当座預金口座又は振替貯金口座を設けている債権者から申し出があったときは、指定金融機関に、口座振替の方法により支払わせることができるとの規定により行っている。

なお、本区における指定金融機関の指定については、平成14年第1回区議会定例会での議決を受け、みずほ銀行としている。

③ 請求人の主張に対する所管部の見解
請求人は、監査請求に至った経緯の一つとして、「世田谷区給与係に、給与の口座振込について聞くと、『給与の口座振込に関する要綱』に『振込口座は2つまで指定することができると定め、会計課内部で運用していたという』（資料1）」という主張をしているが、本件要綱は、給与条例施行規則第1条の2第3項の規定に基づき、総務部において、口座振込を希望する職員は、本人名義の普通預金口座または当座預金口座のうち2口座まで指定することができることと規定したものである。

出納機関である会計室は、自治法などの法令、給与条例や給与条例施行規則、さらには、会計事務規則などの規定に基づき、適正に会計事務を執行している。

第3 監査対象部への事情聴取

本事業に関する概要等について、監査対象部からの事情聴取等を行った。その要旨は以下のとおりである。

1 給与の口座振替払に関する根拠規定について

(1) 給与条例施行規則及び本件要綱の制定権限
・規則や要綱の制定は区長の権限に属する事務であるが、決定権限の合理的配分と決定手続を「世田谷区事業決定手続規程（昭和54年3月訓令第4号）」で定めている。本件要綱は、本規定に基づき部長決定とした。

【総務部】

2 給与の口座振込の利用状況

(1) 給与の口座振込の利用実態
・昭和62年2月の口座振込開始当初は、約4割の職員が口座振込を利用しており、その後1年でおおむね1割程度の増加という傾向で普及していった。平成18年には、現金支給が3件まで減少し、本年4月時点では現金支給者はいない。

【総務部】

(2) 給与の口座振込のメリット

・給与の口座振込の実施前は、給与の支給日に、給与担当者が給与支払所で現金を受領し、職員毎に現金の仕分け、袋詰めを行い、庁有車やタクシーを配車して出先職場へ搬送し、現金を各職員に手渡ししていた。そのため、給与支給日の作業にかかる人件費、現金輸送にかかる運搬費、時間等のコストや現金の盗難や紛失のリスクがあった。口座振込の導入により、これらコスト削減やリスク回避が可能となった。

【総務部】

(3) 2口座制の合理性

・キャッシュレス決済が普及し、これに対応する銀行を複数活用する個人も増えている社会状況にあると認識している。本年3月まで現金支給者が残っていたことから、2口座制の廃止によって現金支給が復活するという危険もあり、2口座制を維持することに合理性はあると認識している。

【総務部】

- (4) 他自治体における状況
- ・給与の口座振込に関して、いくつかの区と近隣自治体を調査したところ、そのほとんどの区が2口座制を導入している。近隣の自治体では、3口座まで認める自治体があることを確認している。

3 給与の振込手数料の支出に関するところ

- 【総務部】
- 【会計室】
- ・給与の振込手数料については、支払事務等契約書に基づいて支出している。本契約の締結権限は区長にあり、本契約の締結の決定者は会計管理者である。

(2) 給与の振込手数料の支出

- ・給与の振込手数料については、四半期ごとに指定金融機関からの請求を受けて支払っており、その命令機関は会計課長である。
- ・振込手数料の単価については、支払事務等契約書に基づき振込先がみずほ銀行及びみずほ信託銀行の場合は無料、他行宛の場合は給与振込については1件当たり33円となっている。
- ・会計室は、給与振込において職員が指定する第2口座がみずほ銀行又はみずほ信託銀行宛てか、他行宛てかを把握できていない。
- ・出納機関として会計室は、自治法などの法令、給与条例や給与事例施行規則、さらには会計事務規則などの規定に基づき適正に会計事務を執行している。

第4 事実関係の確認

- ・本件請求にかかる提出書類、その他の資料及び監査対象部への事情聴取等に基づき、以下のとおり事実を確認した。

1 振込手数料の支出の位置付け

地方公務員の給与支給については、自治法第204条第3項において、給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は条例で定めなければならないと規定し、併せて同法第204条の2において、いかなる給与その他の給付も法律またはこれに基づく条例に基づかずには職員に支給してはならないと定められている。また、地公法においても、第24条第5項で、職員の給与、勤務時間その他勤務条件は条例で定めるところとし、これに基づかずにはいかなる金銭又は有価物も職員に支給してはならないと定め、いわゆる「給与条例主義」がとられている。

これらの規定を受け、区においては、給与条例が制定され、給与の支給方法について基本的な枠組みが定められているところ、給与条例第23条にはこの条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会と協議のうえ区規則で定めるところの規則への委任規定が設けられている。これを受けて給与条例施行規則において、給与の支給方法に関するより具体的な枠組みが定められており、給与条例施行規則第1条の2第3項において、給与振込の実施に関し必要な

事項は、任命権者が定めるところとし、振込の実施の詳細については任命権者への委任事項としている。

そして、本件要綱第5条第1項において、給振希望職員は、給振取扱金融機関等の本人名義の普通預金口座、当座預金口座または通常郵便貯金口座のうち2口座まで指定することができる（資料3）と定め、2口座制を認めており、振込手数料の支出は2口座制の給与支払事務処理のための費用として支出されている。

なお、本件要綱の対象となる職員の範囲は、以下の条例の対象となる者とされている。

- ① 世田谷区長等の給料等に関する条例（昭和47年6月条例第19号）
- ② 世田谷区教育委員会長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和47年6月条例第22号）
- ③ 職員の給与に関する条例（昭和26年10月条例第11号）

2 2口座制の採用

給与の現金支払いが原則として定める法令の下、実際の給与支給事務は、大量の現金の準備、保管、運搬等に伴う防犯対策や事務負担が伴うだけでなく、職員にとっても給与受領のための時間的制約等の不便が生じることから、これらの課題を解決する手段として、官民を問わず、給与の口座振込制度が普及してきたものである。区においては、昭和62年から給与の口座振込が導入されたが、当初は引き続き現金支給を受ける職員が半数を超えており、先に指摘した課題の解決に向けて給与の口座振込を促進するため2口座制を併せて採用している。この根拠として、同年に「給与の口座振込に関する要綱」（資料2）が制定されたが、ここでは給与条例に基づき給与の口座振込及び給与預入に関する事項が定められており、第5条第1項の給振取扱金融機関等の本人名義の普通預金口座または当座預金口座のうち2口座まで指定することができるとの定めに基づき、申し出のあった職員については、給与を第1口座及び第2口座にそれぞれ支給されることとなり、平成元年に一部改正（給与振込口座への通常郵便貯金口座の追加等。）された本件要綱においても同様の規定が存在している。

給与の口座振込先として指定できる口座の数について、東京都及び特別区²をはじめ、多くの自治体で複数の口座を給与の振込口座として指定できる状況（多くは2口座を上限としている。）とされている。

区においては、令和7年4月から本件要綱の対象となる職員の全てが給与の口座振込を利用する状況になっている。

3 給与の支出事務

給与の支出事務の流れについては、以下のとおりである。

- ①総務部：給与振込データ及び関係書類を作成し、会計室に送付する。
- ②会計室：財務会計システムに給与支払情報を登録する。

² 本件要綱は、「世田谷区事業決定手続規程」により、区長の権限に属する事務に關する決定権限の分配を受けた、総務部により定められている。

³ 特別区では、全ての区において正規職員の給与の振込口座を複数指定できる運用を行っている。

給与条例主義に反するとする以外に具体的に本件要綱のどの条項が、どのような理由で違法なのかも明らかにしておらず、また、財務会計行為とは離れ、抽象的に本件要綱自体の違法性の確認を求めるものであり、監査の対象とはならないものである。

したがって、本件請求のうち、本件要綱の違法性の確認に係る請求は、財務会計行為に関するものではなく、かつ請求の特定を欠くものであるから、自治法第242条第1項の要件を充足せず、不適法であるから、同法第242条第5項に定める監査を実施しないこととする。

(2) 判断内容

以下、区の職員給与の支給にあたり2口座制を要綱で定め、これに基づき振込を行うことが給与条例主義に反するか、及び第2口座への振込にかかるとする振込手数料の支出行為が許されない支出行為とされるかについて、順次検討する。

① 給与条例主義に反するか

自治法第204条第3項では、給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならないと定めるとともに、地公法第24条第5項は、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定めるとし、給与条例主義を定めており、給与の支払方法も含め条例で基本的枠組みを定めることが要求されていることは上記のとおりである。

しかしながら、給与条例主義は、地方自治体の職員の給与の支給に関し民主的統制を図るとともに、労働基本権の制限を受けている地方公務員の給与を条例によって保障する趣旨に基づくものであるところ、給与に関する基本的事項については、条例で定めることが求められていると解される。他方で、全て条例で定める必要があるとすることは現実的ではなく、技術的・細則的事項については規則等に委任することも許容され得るものと解され、過去の判例においても同様の考えが示されているところである。

そこで、請求人が問題とする本件要綱第5条第1項に定める2口座制についてみると、給与の額などの基本的事項とは異なり、決定された支給額の振込先の設定に関する事柄であり、給与支払事務の処理の方法という技術的・細目的事項について定めるものにすぎないのであるから、かかる事項を規則等へ委任することは給与条例主義に反するものとは言えない。

そして、区では上記のとおり給与条例第23条の委任を受けて定められた給与条例施行規則第1条の2第3項により、任命権者が給与振込の実施に必要事項を定めることとされており、自治法第172条第2項及び地公法第6条第1項により、区の職員の任命権者は区長である

4 東京地判昭和53年7月4日行裁例集29巻7号1249頁、その控訴審である東京高判昭和53年12月19日行裁例集29巻12号2092頁、最判平成22年9月10日民集64巻6号1515頁においても、傍論で同様の判断が示されている。

- ③会計室：受領した給与振込データと提出書類の件数や金額等の一致を確認する。
- ④会計室：財務会計システムに給与支払登録を行う。
- ⑤会計室：指定金融機関あてに給与振込データを送信
- ⑥会計室：指定金融機関あて書類を財務会計システムから出力し、指定金融機関の派出所に提出する。
- ⑦指定金融機関：給与を各指定口座に振込む。
- ⑧指定金融機関：振込手数料を月ごとに精算し、3か月ごとに区へ請求する。
- ⑨会計室：指定金融機関からの請求に基づいて振込手数料を支払う。

本件給与の支給に係る振込手数料は、区と指定金融機関との間で締結された支払事務等契約書別表に定める単価（みずほ銀行及びみずほ信託銀行あての振込は無料、それ以外の「全国銀行内国為替制度」加盟の金融機関への振込は1件当たり33円（消費税内税）。）に基づいて支払われており、その財源には会計室の予算を充てており、当該振込手数料の取次命令権者は、会計課長である。

第5 監査の結果

監査の結果、本件請求については、合議により次のように決定した。

1 判断

(1) 給与の支給における2口座制を根拠とした第2口座の振込手数料に係る返還請求は、理由がないと認める。

(2) 本件請求のうち、本件要綱の違法性の確認に係る請求の部分は、自治法第242条第1項の要件を充足せず、不適法であるから、同法第242条第5項に定める監査を実施しないこととする。

2 理由

(1) 判断対象となる請求

自治法上、住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の概つと損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することとされている。ここでいう財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実とは、公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担、公金の賦課・徴収、財産の管理に陥られることとされる（最高裁判所第一小法廷昭和62年（行ツ）第22号平成2年4月12日）。そこで、請求人の請求のうち、2口座制を根拠とした第2口座の振込手数料に係る返還請求については、振込手数料の支出、ないしは支出の原因となる財務会計行為を問題とし、支出した金銭の返還を求めるものと認められることから、監査を実施する。

これに対して、本件要綱の違法性の確認を求める請求については、請求人は、本件要綱には違法な項目が多数含まれていると主張するだけで、

ところ、本件要綱は、区長の権限に基づき定められているのであるから、
本件要綱第5条第1項の定めは給与条例主義に違反するものではない。

- ② 振込手数料を負担する行為の適法性
次に、本件要綱に2口座制を定め、区と指定金融機関との間で締結さ
れた支払事務等契約書に基づき2口座分の振込手数料の支出する行為が、
適法なものであるかについて検討する。

本件要綱第5条第1項における2口座制は、上記のとおり、現金支払
が原則と定める法令の下、現金で支給されていた職員給与について、現
金の準備、保管、運搬等に伴う防犯対策や事務負担の軽減等を図る目的
で、口座振込を促進するために採用されたものである。そうであるとし
て、区の職員全てが口座振込の方法により給与の支給を受けている現
状からすれば、振込手数料を2口座支払うこととなる制度を維持する
合理性は乏しいようにも思える。

しかし、現在、区の職員の約半数が第2口座を利用しているところ、
理由は様々であるが、これら職員は、いずれも1つの口座に給与全額
が振込まれることを望まないからこそ第2口座を利用しているのであり、
そうである以上、仮に、第2口座の利用を認めない、又は第2口座の振
込手数料を職員に負担させるという措置を講じた場合には、第2口座を
利用している職員の一部が、給与の全部又は一部を現金で支給すること
を希望するに至る可能性は少なからず認められるところである。そのよ
うな事態となれば、現金を取扱うことの事務負担等の増大リスクが改め
て生じることとなり、そのようなリスクに備えるための負担に鑑みれば、
2口座制を採用し、かつ2口座分の振込手数料を区が負担することも必
ずしも不合理なものというとはできない。

また、現在も東京都及び全ての特別区を含む多くの自治体において複
数口座制が採用され、これが維持されていることに照らしても、区にお
いて職員の給与の支給について、2口座分の振込手数料を負担し2口座
制を維持することが、直ちに裁量権を逸脱する違法なものともいうこ
とはできないものと解する。

したがって、本件要綱第5条第1項において2口座制を定め、区と指
定金融機関との間で締結された支払事務等契約書に基づき2口座分の振
込手数料の支出する行為は、それが財務会計処理手続上、適正に処理さ
れている限り、違法と評価されるべきものではない。

- ③ 給与の振込の処理が適正になされていること

手続的に見ても、給与の支出に当たっては、上記において確認した事
実関係のとおり、総務部において給与振込データ及び関係書類を調製し、
財務会計システムに給与支払情報を登録したのち、会計室において内容
の確認を行った上で、財務会計システムに給与支払登録、指定金融機関
あてに給与振込データの送信を行うとともに必要書類を指定金融機関の
派出所に提出することによって個々の職員に指定口座に振込を行ってい
る。そして、その際の振込手数料は、区と指定金融機関との間で交わさ
れた支払事務等契約書別表に定める単価に基づいて支出されているので

⁵本件要綱は、区の総務部長により定められているが、それは「世田谷区事業決定手続規
程」に基づき、区長の権限に属する事務に関する決定権限の分配によるものである。

あるから、給与本体の収支命令権者としての人事課長の意思決定におい
ても、第2口座への振込手数料の収支命令権者としての会計課長の意思
決定においても、それぞれ会計事務規則等の諸規定に基づいて適切に事
務処理がなされており、財務会計処理手続上も適正なものと認められる。
したがって、本件で請求人が問題とする2口座制を前提とする、給与
の振込み及びこれに伴う振込手数料の負担する行為に何ら違法性はない。

- ④ 不当利得返還請求権

請求人は、2口座制の下で利用されている第2口座への振込手数料に
ついて、法律に根拠のない利益供与であるとし、本件請求提出の日から
過去1年分についてその返還を求めているが、上記のとおり、2口座制
を前提とする職員給与の振込、及びこれに伴い2口座分の振込手数料を
負担する行為は、条例からの委任に基づき適法に履行されたものであっ
て、区による第2口座の振込手数料の負担により、職員らが法律上の原
因の無い利得を得たものというとはできない。

したがって、区が2口座制を前提とする給与の振込及びこれに伴う振
込手数料の支出に関与する管理・監督責任者を含む区の職員、並びに区
長に対して振込手数料相当額の返還請求を行うことはできない。

3 結論

以上により、請求人が主張する財務会計行為上の違法性を認めることはで
きず、請求人の請求は認められないものと判断する。

以上

添付

(別紙) 世田谷区職員措置請求書

(別紙) 事実証明書

⁶ 世田谷区長等の給料等に関する条例（昭和47年6月条例第19号）第5条によ
り、給料、旅費及びその他の給与の支給方法、支給条件、支給手続等については、
区職員の例によることとされている。



世田谷区／職員措置請求書

世田谷区長、職員給与の口座振込料支出に関する管理/監督責任者 及び、本件/『給与の口座振込に関する要領』に基づくとし、2つの口座を利用している職員等に関する措置請求書

令和7年7月9日

代表/監査請求人
住所 東京都世田谷区
連絡先

第1. 請求の要旨

- ① 「世田谷区長、職員給与の本件口座振込料支出に関する管理/監督責任者 及び、本件/『給与の口座振込に関する要領』に基づくとし、2つの口座を利用している職員から1つの口座分の口座振込料を返還させる。
- ② 期間は、本件監査請求提出から過去1年分とする。
2. 「給与の口座振込に関する要領」の「振込口座は、2つまで指定する事ができる」との規定の確認を求める。

第2. 監査請求に至った経緯

- 1) 世田谷区給与係に、給与の口座振込について聞くと、「給与の口座振込

- 5/4
- に関する要領」に「振込口座は2つまで指定することができる」と定め、会計課内部で運用していたという。
- 2) そこで、口座振込手数料額を聞くと、みずほ銀行は無料、他の金融機関は1口座、1回あたり「33円」との回答を得た。

第3. 違法事由

- 1) 本給等の給与は、その全額を現金で直接職員に支給する。ただし、職員から申出のある場合には、口座振替の方法により支払うことができると規定されている。
- 2) 世田谷区会計課は、上記要領には、「振込口座は2つまで指定することができる」と定めているというが、世田谷区職員間の内部規定であり、条例、規定等では、「2つの口座」を定めることを定められておらず、強制もされていない。

- 3) 当然だが、2つ目の給与支給の口座を利用する職員に対して、「使用(利用)目的を指定しておらず」、職員個人が当月に支給された給与から、職員個人の判断で差し引いた額を職員個人の「貯蓄・趣味・借金返済等々」に振込む個人口座に使用することができ、振込手数料を公

2

金で支払うのは「法的根拠なく」支給したものであり「利益供与」にあたり「違法」な支出である。

- 4) そして、上記のごとく、「給与の口座振込に関する要領書」は「違法な項目」が多数含まれている。よって、違法の確認を求める。

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書(証拠)を添

えて措置を請求します。

世田谷区長 受取

事実証明書 1・・・ 監査請求人 陳述書

----- 以上 -----

3

陳述書

本件監査請求人が、2025 年 7 月 8 日 午後 「給与の口座振込に
関する要領書」の存在、手数料が1件「33 円」であることを、世田谷
区会計課職員から、電話で確認した、

2025.7.9.

代表/監査請求人
住所 東京都世田谷区
連絡先

4

13740 資料(4)



給与の口座振込に関する要綱

(目 的)
第1条 この要綱は、世田谷区職員の職員の給与に関する条例施行規則(昭和38年7月東京都世田谷区規則第10号)第1条の2第3項の規定に基づき、給与の口座振込に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象職員)
第2条 口座振込の方法による給与の支給を受けることができる職員は、つぎの各号に掲げる条例の適用を受ける職員で、口座振込を希望する職員(以下「給振希望職員」という。)とする。
(1)東京都世田谷区長等の給料等に関する条例(昭和47年6月30日条例第19号)
(2)東京都世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例(昭和47年6月30日条例第22号)
(3)職員の給与に関する条例(昭和26年10月11日条例第11号)

(対象給与)
第3条 口座振込によって支払うことのできる給与は、つぎの各号に掲げる給与から法律及び条例で定める控除額の合計額を控除した額とする。
(1)例月給与
(2)期末手当
(3)勤続手当・給与改定差額及び昇給・昇給差額

(取扱金融機関)
第4条 取扱金融機関は、世田谷区の指定金融機関及び当指定金融機関と給与の口座振込に関する業務を提携している金融機関の本店・支店(以下「給振取扱金融機関」という。)とし、本人の希望する金融機関とする。

(振込口座の指定)
第5条 給振希望職員は、給振取扱金融機関の本人名義の普通預金口座または当座預金口座のうち2口座まで指定することができる。
2 前項において2口座を指定できる対象給与は第3条第1項(1)・(2)とし、当該2口座のうち1口座に定額(万単位)を指定することができる。ただし、第3条第1項(3)については、2口座指定することはできず1口座全額振込とする。

(申込手続)
第6条 給振希望職員は、つぎの各号に定める様式に所定の事項を記入押印のうえ、給振部人事課長または教育委員会学校教育管理部管理課長(以下「給与担当課長」という。)に提出しなければならない。
(1)給与口座振込依頼書(新規・変更・取消)
(2)給与振込口座確認書

(口座振込の取消)
第7条 給振希望職員が、既に申込みをしている給与の口座振込を取り消す場合は、給与口座振込依頼書(新規・変更・取消)を給与担当課長に提出しなければならない。

(申込内容の変更)
第8条 給振希望職員は、つぎの各号の一つに掲げる事項を変更しようとする場合または変更したときは、速やかに第6条に規定する「給与口座振込依頼書(新規・変更・取消)」等を提出しなければならない。
(1)給振取扱金融機関
(2)指定振込口座
(3)給振希望職員の氏名
(4)口座振込額

係 加 算 料 12

給与の口座振込に関する要綱

- (目 的)
- 第1条 この要綱は、職員の給与に関する条例施行規則（昭和38年7月東京都世田谷区規則第10号）第1条の2第3項の規定に基づき、給与の口座振込および給与預入（以下「口座振込等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。
- (対象職員)
- 第2条 口座振込等の方法による給与の支給を受けることができる職員は、つぎの各号に掲げる条例の適用を受ける職員で、口座振込等を希望する職員（以下「給与希望職員」という。）とする。
- (1) 東京都世田谷区長等の給料等に関する条例（昭和47年6月条例第19号）
- (2) 東京都世田谷区教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例（昭和47年6月条例第22号）
- (3) 職員の給与に関する条例（昭和26年10月条例第11号）
- (対象給与)
- 第3条 口座振込等によって支払うことのできる給与は、つぎの各号に掲げる給与から法律および条例で定める控除額の合計額を控除した額とする。
- (1) 例月給与
- (2) 期末手当
- (3) 勤続手当・給与改定差額および昇格・昇給差額
- (取扱金融機関)
- 第4条 取扱金融機関は、世田谷区の指定金融機関および当該指定金融機関と給与の口座振込に関する業務を提供している金融機関の本店・支店ならびに郵便局（以下「給与取扱金融機関等」という。）とする。

(届出の基準日)

第9条 前3条の規定に基づき届出書の提出基準日は、毎月20日(その日が日曜日または休日に当たるときは、その前日)とし、基準日までに提出されたものについては、当該基準日の属する月の翌月から適用する。

(振込給与の引出し)

第10条 給与希望職員は、給与支給日の午前10時以降は振込口座を指定した金融機関で、その営業時間中において自由に振込給与を引き出すことができる。

(振込不能時の取扱)

第11条 給与担当課長は、振込手続上の理由により口座振込が困難と認めた場合または預金口座解約その他の理由により口座振込職員の指定する口座に給与が振込まれていないことを確認した場合には、速やかにこの旨を給与希望職員に通知し、当該給与の支給日に現金で支給するものとする。

付 則

この要綱は、昭和62年2月1日から施行する。

(振込給与の引出し)
第10条 給振希望職員は、給与支給日の午前10時以降、振込または預入口座を指定した金融機関または郵便局で、その営業時間中において自由に引出すことができる。

(振込不能等の取扱い)
第11条 給与担当課長は、振込手続上の理由により口座振込等による支給が困難と認めた場合、または口座解約その他の理由により職員の指定する口座に給与が振込または預入されていないことを確認した場合には、速やかにこの旨を職員に通知し、当該給与の支給日に現金で支給するものとする。

付 則
この要綱は、昭和62年2月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成元年11月1日から施行する。

(振込口座の指定)
第5条 給振希望職員は、給振取扱金融機関等の本人名義の普通預金口座、当座預金口座または通常郵便貯金口座のうち2口座まで指定することができる。
2 前項において2口座を指定できる対象給与は、第3条(1)(2)とし、当該2口座のうち1口座に定額(万単位)を指定することができる。ただし、第3条(3)については、2口座指定することとはできず1口座を指定とする。

(申込手続)
第6条 給振希望職員は、「給与口座振込・給与預入依頼書(新規・変更・取消)」に所定の事項を記入押印のうえ、総務部人事課長または教育委員会学校教育部管理課長(以下「給与担当課長」という。)に提出しなければならない。

(口座振込の取消)
第7条 給振希望職員が、既に申込をしている給与の口座振込等を取消す場合は、「給与口座振込・給与預入依頼書(新規・変更・取消)」を給与担当課長に提出しなければならない。

(申込内容の変更)
第8条 給振希望職員は、つぎの各号の一に掲げる事項を変更しようとする場合は変更したときは、速やかに「給与口座振込・給与預入依頼書(新規・変更・取消)」を給与担当課長に提出しなければならない。
(1) 給振取扱金融機関等
(2) 指定振込口座または預入口座
(3) 給振希望職員の氏名
(4) 口座振込額または預入額

(届出の基準日)
第9条 前3条の規定に基づく届出書の提出基準日は、毎月20日(その日が日曜日、週休土曜日または休日にあたる場合はその前日)とし、基準日までに提出されたものについては、当該基準日の属する月の翌月から適用する。

追加資料③

世田谷区の公金の取納及び支払に関する事務並びに預金の取扱い等に関する契約書の一部を改正する契約書



世田谷区の公金の取納及び支払に関する事務並びに預金の取扱い等に関する契約書(平成18年4月1日)の一部を次のように改正する。

1. 第10条第1項中「日本国内で業務を営むすべての店舗(代理店は除く。)」を「日本国内で業務を営む店舗(代理店及び預金公金の取納を取り扱わない店舗を除く。)」に改める。

2. 別表を別紙のように改める。

3. この改正は、令和7年4月1日から適用する。

本契約の証として本証書2通を作成し、甲、乙各その1通を保存するものとする。

令和7年4月1日

甲 東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号
世田谷区
区長 保坂展人



乙 東京都千代田区大手町一丁目5番5号
株式会社みずほ銀行
取締役頭取 加藤 勝彦



別紙

区分	手数料	消費税相当額(注1)	
		1件ごとに支払う場合	まとめて支払う場合 (年4回以上)
取納(除く口座振替)	20円	20円×件数×消費税率	20円×件数×消費税率
口座振替収納	(注5)		
ゆうちょ銀行			
乙あて			
文書扱い	無料		
乙以外あて	113円	(消費税率内)	
乙あて	無料		
電話扱い			
乙以外あて	113円	(消費税率内)	
乙あて	無料		
給与振込			
乙あて	33円	(消費税率内)	
乙以外あて	48円	(消費税率内)	
振込不能			
振込変更・中止	880円	(消費税率内)	
代金取立	330円	(消費税率内)	
同種あて	440円	(消費税率内)	
他種あて	1,100円	(消費税率内)	
金融機関 手形返却			
同種あて	500円	500円×件数×消費税率	500円×3×消費税率
他種あて	750円	750円×3×消費税率	
委託証券の交付書受理	月間750,000円		
銀行振込事務			

(注) 1. 消費税相当額の円未満は切り捨て(除く円未満の半額料)

2. 取納については、納税通知書、納入通知書、納付書等(以下「通知書等」という。)1枚についての

手数料、ただしデータで処理する口座振替取納については、引落データ件数ごとの手数料

3. 口座振替料	乙	指定金融機関及びみずほ信託銀行
乙以外		「全国銀行内国為替制度」加盟の金融機関

4. 委託証券取立・同地 … 電子交換所及び金融機関・郵便 … 左記以外

5. ゆうちょ銀行の口座振替収納手数料 … データ扱い … 22円・通知書等扱い … 31円

(消費税率内)